連盟活動の軌跡

1. 前史

■日本初のケーブルテレビ誕生

日本で初めてテレビ本放送が始まったのは、1953(昭和28)年2月1日。この日、 NHK が内幸町の放送会館屋上のアンテナからテレビ本放送を始めた。受信者 数は、わずか866。8月末には日本テレビ放送網(NTV)も放送開始、翌年3月に はNHKが大阪、名古屋で放送を始めた。

放送局側では、できるだけ多くの国民にテレビを見てもらい、テレビ受像機の 購入が増えるようにと、東京、名古屋、大阪の街頭でテレビ受信公開を行った。 プロボクシングやプロレス、プロ野球ナイターの中継時には、テレビ前は黒山の人 だかりとなり、テレビへの関心が一挙に高まった。

テレビ本放送開始から2年後の1955年6月10日、東京から120km離れた群馬 県の伊香保温泉にテレビ共同受信施設が完成した。日本初のケーブルテレビ誕 生である。完成までの経緯を振り返ってみる。

テレビ本放送が始まってからしばらくして、当時伊香保温泉観光協会会長で、 旅館千明仁泉亭の21代目当主、千明三右衛門氏は東京出張の帰りに買ったアメ リカの雑誌で、アメリカではテレビの共同受信が行われていることを知った。

「電波方向に山があってテレビが映らないので、その方向の山へアンテナを立 てて、そこからケーブルを町へ引いて、200世帯とか2000世帯とかがテレビの恩 恵に浴しているというようなことが書いてありました | (1991年7月発行 『CATVnow』7号「伊香保実験の思い出」より)

この時点で、アメリカでは共同受信施設を運営する会社がすでに160社あった のだ。

千明氏はNHK前橋放送局長を訪ね、日本でも設置が可能か、伊香保に設置 するにはどのくらいの費用がかかるかなどの質問をした。

NHKではこのころ、山間地での共同受信を進めるため、受信調査を行ってい た。山間地で、しかも当時10万円以上もするテレビ受像機を数多く購入しそうな 場所として、栃木県の塩原や神奈川県の湯河原、それに伊香保など温泉地での 受信測定が行われた。その結果、受信点が近くにありそうで、狭い範囲に多くの 旅館が集中している伊香保温泉で実験を行うことを決めたのである。

この日本初の試みは、使用する機器類を発注するところから始まった。増幅器 は電磁結合方式とすることで日本通信機に、アンテナと分配器は八木アンテナに 発注。すでに分配器の研究を進めていた東北大学助教授の佐藤利三郎氏の協 力も求めた。

受信点については、地元有志の協力を得て、アンテナや受像機、電界測定器 などの機器類を担ぎながら、周囲の山々で調査を行った。そして最終的に、人家 のあるところからあまり遠くない物間山*山頂を受信点に決定。

千明氏は実験終了後の施設払い下げを願い出て、了承が得られたことから、伊



千明仁泉亭21代当主 千明三右衛門氏 (1909年~2001年)



-----物聞山と伊香保温泉街

*物聞山(ものききやま) 標高920m。伊香保ロープウェイに 乗って上に向かう中間あたりの左側 に見える小高い山

〈参考文献〉

- 月号)「伊香保温泉におけるTV共 同受信方式の実験」
- ●『かきあつめ』(千明三右衛門著 1979年自費出版)
- ~1956年1月)
- ●『CATVnow』7号(NHKソフト ウェア1991年7月発行)
- ・座談会「ケーブル事始め」
- ・ 千明三右衛門 談「伊香保実験 の思い出」
- ●『CATVnow』78号(2003年5月 発行)「ケーブルテレビの歴史を追 って~日本初のケーブルテレビ 伊香保温泉テレビ共同受信施設は いかにしてつくられたか~|
- *1 電気通信総合研究所刊『海外電 気通信』1970年9月号:「有線国家 広帯域通信ネットワーク(ラルフ・E・ スミス著 「有線都市国家 | の小松崎清 介氏訳)」
- *2 IEEE会報1970年7月号:「The Emergence of CATV: A Look at The Evolution of a Revolution (スト ラットフォード・スミス著)

香保温泉観光協会として受け入れの準備をし、テレビ共同聴視組合が結成された。 1955年4月13日に起工式が行われた。アンテナは3chのNHK、4chのNTV、 6chのKRT(後のTBS)用をそれぞれ設置した。『放送技術』1956年2月号の「伊香 保におけるTV共同受信方式の実験に、以下のような工事概略が記されている。

「幹線には7C2V、引込線には3C2Vの同軸ケーブルを使用した。物聞山頂の 第1 増幅器と町の観光協会内の第2 増幅器間は366 mあって、急峻な山林中であ るために、電柱を架設し、メッセンジャーワイヤーで懸吊し、その間を25~35m ●『放送技術』(兼六出版1956年2 間隔にした。(中略)また、この間は第1増幅器の交流100V配線をも布設した。次 ぎに第2増幅器以後においては、家屋の軒下を主として利用し、道路の横断また は高圧線と交叉する場合には、メッセンジャーワイヤーにより懸吊した」

完成は6月10日。分配先は旅館を中心に41カ所(うち1カ所はモニター用、4 ●『毎日新聞』群馬版(1955年2月 軒が複数加入)になった。

> その後も実験は続けられ、翌年1月になって、施設は伊香保テレビ共同聴視組 合に払い下げられた。総工費340万円のうち、アンテナから観光協会内の第2増 幅器までにかかった費用150万円は、NHKが実験費用として負担し、第2増幅 器から各旅館などへの配線や第3増幅器などの費用190万円は共同聴視組合が 負担した。1軒当たり約5万円であった。

> ちなみに、共同受信実験は和歌山県白浜でも行われたが、実験終了後に撤去 された。

> なお、アメリカのケーブルテレビ第1号については諸説があり、以下に主なもの

- ①1949年にペンシルベニア州ランスフォードで、電気店主タールトン氏と仲間 数名の出資による「パンサー・バレー・テレビ社」が共同受信施設での事業開
- ②1949年にオレゴン州アストリアで、ラジオ局技師のパーソンズ氏が協同組合 組織で配信開始*2。

このほかに、ランスフォードでの開始は1950年だったという説やペンシルベニ ア州マハノイでウォルソン氏が1948年に開始したという説もある。

■郡上八幡の共聴施設で初の自主制作番組放送

ケーブルテレビは、都市部向けに始まったテレビ放送を、山間地域でも見られ るようにする共聴施設としてスタートしたが、1963(昭和38)年になって、共聴施設 を利用して、地域の人たちが作った、いわゆる自主制作番組を放送するところが 現れた。それが「郡上踊り」で有名な岐阜県郡上八幡の共聴施設である。

1954年6月に名古屋のテレビ塔が完成し、電波の届く範囲が広がったため、郡 上八幡でも一部の人が山の上にアンテナを立て、フィーダー線を引いてきて見た り、テレビを木戸銭10円で見せる「テレビ会館」ができたりした。しかし、映りは 相当悪かった。町のラジオ商組合が共聴施設を設置したが、共同アンテナから そのまま各家に線を引くやり方で、やはり映りは悪く、故障も多かった。

そこで、中央公民館長であった菅野一郎氏の呼びかけで、共同聴視組合が設 立され、同軸ケーブルと増幅器を使った本格的な共聴施設ができた。1962年10 月1日のことである。翌月28日、菅野氏は中部日本新聞(現在の中日新聞)の郡



"郡上八幡テレビ"を開設した 菅野一郎氏 (1915年~1990年)

上八幡通信局長に、共聴施設を利用して、自分たちで作った番組を流す構想を 話し、地元のニュースを放送するための協力を求めた。

翌日11月29日の中部日本新聞夕刊に「町に小さなテレビ局 郡上八幡で計画 教育番組などを流す | の見出しで、公民館の社会教育番組、官公庁のお知らせ、 学校からの連絡などを映像と音声で放送すること、東海電波監理局も計画に賛 成していることなどの記事が載った。

菅野氏は映像送信機、音声送信機、カメラなどの放送機器についてはメーカー に頼らず、電気知識のある町の人に製作を依頼した。彼らは、例えば工業用監 視カメラを改造し上部に3インチのモニターを取り付けるとか、大きなブリキ缶を くりぬいて、中に電球を入れて照明器具にするといった、さまざまな工夫をした。 皆、日中の仕事が終わってから取りかかるので、作業は毎晩のように深夜までか かった。

最終的に電波監理局の検査を受けたが、当時はまだ有線テレビの法律がなか ったため、あくまでも参考検査で、6項目の手直しを求められただけだった。

1963年9月2日、いよいよ開局を迎えた。午後7時30分、長敬寺のホールで行 われた「GHK-TV 開局記念放送~みんなで作る楽しい放送 八幡町民芸能大 会」には、子どもからお年寄りまでが続々と登場して、歌や踊り、演奏、手品など を披露し、2台のカメラによる生中継が行われた。ケーブルテレビ初の自主制作



郡上八幡テレビ開局記念放送の様子 (写真提供:八幡町史史料編編纂室) 番組放送である。

■スタッフはボランティア

翌日からは、馬小屋を改造した50㎡ほどのスタジオを使っての放送となった。 午後0時30分から30分ほどは、官公庁や団体からのお知らせ、午後6時30分か らはニュースや町の話題を約1時間放送。水・土曜には夜9時から1時間程度の 特別番組も放送した。

スタッフは町の有志20名余り。直前に解散した劇団のメンバー15名と学校の 先生4名が中心となり、有線放送のアナウンサーも応援として加わった。全員を 月曜から金曜までの5つの班に分け、各班が競うように、町の著名人へのインタ ビューや中学生のクラブ活動紹介、電話クイズなどの企画を立て、カメラや司会を 分担した。

「テレビ婦人学級」は、月1~2回、夜8時から9時30分までの放送。講師が時 事問題や郷土史、身近な地域生活の問題などを取り上げ、料理などの実習も行 ●『CQみの』(1976年8月15日発 った。受講生はスタジオに集まるほか、電話のある家にも集まってもらい、テレビ を見ながら学習や実習に参加し、質問があると直接電話で講師に質問した。

毎日のニュースを担当したのが、中部日本新聞郡上八幡通信局長の松下唯人氏。 第9号 1993年 平塚壬尋「コミ 夕方6時30分から10分ぐらい、新聞用に書いた原稿をカメラの前で読み、写真を壁 に貼って、もう1台のカメラが映した。町議選や衆院選の開票速報も放送した。

自主放送には、コマーシャルも入れた。テロップによるCMのほか、16mmフィル ●『中日新聞』1962年11月29日タ ムで映像コマーシャルも制作した。

> 1965 (昭和40) 年10月25~27日には、八幡町で開催された第20回国民体育大 会秋季大会の相撲競技を実況放送した。しかし、この日以降、お知らせはときど き放送されたが、番組はほとんど作られなくなった。菅野氏の個人的肩入れや資

- ●『CATVnow』20号(1993年9月 発行)「ケーブルテレビ初の『自主 放送』始末」
- ●『CATVnow』79号(2003年7月 発行)「ケーブルテレビの歴史を追 てきていた。 って」②~日本初のケーブルテレ ビ自主制作番組放送 郡上八幡テ レビ奮戦の記録~

金提供、町の人たちの労力奉仕に無理が出てきたのだ。

前年の1964年9月20日には、八幡町の稚児山に本格的なテレビ中継局ができ、 鮮明な映像が送られてくるようになったことで、共聴組合の加入者も次第に減っ

1968年6月8日の組合総会で、共聴組合そのものの解散が決まった。実質2年 ほど続いた日本初のケーブルテレビ自主制作は、これで正式に終了したのである。

2. ケーブルテレビ 連帯へ-

■全国テレビ共聴組合連合会結成

群馬県伊香保温泉で日本初のテレビ共聴組合ができてから13年、全国には 3000余りの共聴組合ができていた。そのなかの一つ、静岡県下田町(現在の下 田市)にある下田テレビ協会の呼びかけで、1968(昭和43)年4月1日に、全国テ レビ共聴組合連合会が結成された。会長には下田有線テレビ協会会長の臼井武 彦氏が就任したが、実質的呼びかけ人は同協会専務理事の竹河信義氏だった。

竹河氏は連合会結成の前年に、「拝啓 小林郵政大臣様」で始まる手紙を郵政 大臣に送っていた。それは、当時NHKが出していた共聴施設建設への助成金 を、1回限りでなく毎年出すか、あるいは加入者の受信料を減額するかを求める 内容である。竹河氏とNHKとの間で話し合いが行われたが、平行線をたどるば かりであった。さらに、この年の1月に、小林郵政大臣が「NHK 受信料の支払い 養務制、受信料額の政府認可制、NHK 会長の政府任命制 | などを含めた放送法 改正に言及していた。

竹河氏は危機感を募らせるとともに単独の行動に限界を感じ、全国の共聴組 合連合の結成を考えるに至った。そして、全国の加入300世帯以上の約300の組 合に趣意書を送り、加盟を募った。その結果、71組合から参加申し込みがあり、 連合会を発足させたのである。

その第1回の会合が、9月25日に下田の黒潮観光ホテルで開かれ、全国から会 員となっている39のテレビ共聴組合の代表のほかに、内容次第で加盟を決めよ うという組合代表など、合わせて115名が参加した。会場には「放送法改悪反対 | 「NHK 受信料の不合理化を正そう」「難視聴地域のテレビを守ろう」などのスロー ガンが掲げられ、郵政省やNHKへの反発が強く打ち出された。

全国テレビ共聴組合連合会発足時の役員

会 長	臼井武彦	下田有線テレビ協会(静岡県下田町)
副会長	大石国雄	富士テレビ共聴組合(静岡県富士市)
"	小野研吾	塙テレビ共聴組合(福島県塙町)
"	真狩佐一	日高テレビ共聴連合組合(兵庫県日高町)
"	鶴田 馨	門司テレビ共聴組合(北九州市門司区)
監 事	内田俊雄	神山テレビ共聴組合(神奈川県松田町)
"	波賀光男	吉ヶ原テレビ共聴組合(岡山県棚原町)
事務局長	竹河信義	下田有線テレビ協会

大会終了後、連合会とNHKとの会談が始まった。一時は連合会側が、回答を

〈参考文献〉

- ●郡上八幡テレビ関係資料(郡上八 幡総合文化センター図書館所蔵)
- 行)「日本で初めての有線テレビ奮 戦記
- ●『放送教育開発センター研究紀要』 ュニティメディアとしての可能性 -- CATV初期における地域自主放 送の試み その1郡上八幡テレビ」
- 刊、1965年10月25日夕刊
- ●『CATVnow』5号(1991年3月 発行)「最初の自主放送キャスタ 一裏話」

不満として「不払い通告」をする場面もあったが、1969年6月30日、NHKが「辺地 におけるテレビジョン共同受信施設の設置・運用に関する実施要領」を提示した ことで撤回された。内容は、一般の受信者が受信機を買って、アンテナを立てて 見るのと同じ条件にするため、共同受信アンテナと幹線など基幹設備はNHKが 設置・管理し、引き込み線からは視聴者が負担するというものであった。

「放送法改正」については、その後、言論の自由を侵害するものだとの世論やジ ャーナリズムからの反発によって、正式な法案提出もないまま、消え去っていった。

初の営利目的のケーブルテレビ誕生

1968(昭和43)年10月、営利を目的とする初のケーブルテレビ、(株)日本ケーブ ルビジョン放送網(NCV 淵野修社長)が、東京新宿区で業務を始めた。高層ビ ルによるテレビ難視地域に有料で再送信をするほか、番組の制作・販売やCM放

用の規正に関する法律」に違反しないように、メキシコオリンピック開会当日から 1カ月だけの放送ということになった。

様の財団が設立されていった。

郵政省が公益法人による運営方式を推進する方針を採ったにもかかわらず、1 間によるケーブルテレビ事業への進出の道を開くこととなった。

長野県上田市でケーブルテレビ事業を模索していた母袋恭二氏(現・㈱上田ケ ーブルビジョン会長)は、電波監理局との交渉に難渋していたが、このニュースを 電波監理局監修 電波タイムス社 知って意を強くした。その母袋氏に、NNSの上柿虎男氏(元・郵政省職員で、フ ジテレビから NNS に出向 から「力を貸し合いましょう」との電話があり、意気投 合したことが、後の日本ケーブルテレビ連盟設立へとつながった。二人はまず、 全国テレビ共聴組合連合会を、時代に即した組織に変えなければと考えた。連 合会が既得権だけを守り、将来への展望に欠けると感じ、9月25日に下田で開か 発行)「ケーブルテレビの歴史を追れた第3回の連合会の大会に乗り込んだ。大会では、情報化社会に対応させる _{合会結成 ケーブルテレビ初の全} ため、辺地共聴施設だけでなく、都市共聴や民間の有線テレビ施設も含めた団 体として、名称も「全国有線テレビ組合連合会」とすることが決まった。

郵政省は、自主放送を行う事業者が増えてきたことやNCVの問題を契機に、

送も計画された。キャッチフレーズは「メキシコオリンピックをきれいなカラー画面 しかし、NHK と在京民放から再送信の同意が得られず、「有線放送業務の運

郵政省は、民間会社によるケーブルテレビ事業を良しとせず、公益法人組織の 立ち上げのために、NHK、在京民放5社、東京電力、日本電信電話公社、銀行協 会、電子機械工業会、新聞協会、NCV に呼びかけた。そして、1970年1月に財団 法人東京ケーブルビジョン(TCV)が設立され、NCVはそこに吸収された。淵野 氏は常務理事となった(後に理事長に就任)。この後、大阪、名古屋、福岡で、同

カ月後の2月6日、山梨県甲府市で日本ネットワークサービス(株)(NNS)が設立さ れた。NNSは郵政省に対し、甲府では見られないフジテレビを区域外再送信す る営利目的の事業を行うと届け出て、受理された。代議士でもある中尾栄一社 長の事業への先見性と政治力によるところが大きかった。結果としてこれが、民

有線テレビジョン放送法成立

営利団体の参入を抑えようと、1969(昭和44)年5月7日、「有線放送業務の運用 の規正に関する法律(以下、有規法)」の改正案を国会に提出した。

河本郵政大臣は改正の狙いを、衆議院逓信委員会のなかで次のように述べた。 「最近、大都会においてビル、自動車、いろいろな電気施設により、テレビの受信 障害が非常に多くなったが、これを救済するには有線テレビしかない。アメリカで は有線テレビ業者が激増しており、日本でも当然そうなるだろう。この際、一定の 規制を設け視聴者の利益を保護することを考えなければならない。同時に、有線 テレビは再送信以外にも多くの空きチャンネルがあり、自主放送をやろうと思えば どんな放送でもできるので、この分野からも規制を加えなければならず、法の改 正となった。

これに対し、全国テレビ共聴組合連合会は、放送局側の考え次第で再送信が 不同意になり、また、自主放送が許可制になれば行政の介入を許すと反発を強め た。事務局長の竹河氏は郵政省に「有規法の改悪反対意見書」を提出。

して、参議院に送られたのだが、最後は「大学運営に関する臨時措置法」の強行 採決による国会の混乱により、審議未了、廃案となった。この後、郵政省では課 長補佐クラスによってまとめられた「通信行政の展望」が基になり、有規法改正で はなく、有線テレビジョンのための単独法の必要性が認識されるに至った。

1970年12月28日、郵政省は「有線テレビジョン放送法案」の要綱を発表。有線 テレビ放送施設を設置するには郵政大臣の許可が必要となり、それには計画が合 理的で、技術基準に適合し、財政基盤・技術能力がしっかりしていること、設置が 公益上必要かつ適切であることが条件となる内容だった。翌年3月に法案が国会 に提出されると、竹河氏は与野党各党に対し反対表明をし、陳情書を衆参の逓信 委員に送り、結社および言論・出版の自由が侵害される恐れがあると訴えた。

法案は与党内でも賛否が分かれ継続審議となり、1年ほど経った1972年の第68

参考文献

発行)

Н

『矛盾だらけのテレビ受信行政』

(1970年3月 竹河信義自費発行)

『有線テレビ放送総鑑』(郵政省

『伊豆新聞』1968年9月27日、

1969年8月1日、1970年9月27

『CATVnow』80号(2003年7月

って」 ~全国テレビ共聴組合連

国大会は過激に...~

連盟活動の動跡

回通常国会会期末になって、ようやく審議が始まった。竹河氏は衆議院逓信委員 会の委員懇談会で意見を求められ、基本的には反対であるとの持論を展開したう えで、結論として「現下の情勢で法案が成立しない限り、全国の有線テレビ事業の 推進も図れず、やむを得ないものとして条件付きで替成する」とした。条件とは「有 線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン 放送を受信し、これを再送信してはならないしという条項の削除である。

逓信委員会では6日間審議を行い、最後に自民・社会・公明・民社の4党共同 提案による修正案が提出された。主な内容は、

- ・郵政大臣は、許可の申請に対し、許可または不許可の処分をする際に、関係 都道府県の意見を聞かなければならない。
- ・再送信同意に関し当事者間に争いがあるときは、当事者双方または一方は、郵 政大臣に対し、解決を図るために斡旋の申請をすることができる。郵政大臣 は、申請があったときは、争いが斡旋に適しないと認める場合を除き、斡旋に 努めなければならない。
- ・郵政大臣は自主放送役務の料金に関する事項が受信者の利益を阻害している と認めるときは、変更すべきことを命じることができる。
- ・郵政省に有線放送審議会を置く。審議会は7名以内の委員で組織する。委員 は学識経験者から郵政大臣が任命する。

「再送信同意 | に関する竹河氏の削除要求は却下されたが、「大臣斡旋 | の項目 が加わった。修正案は賛成多数で可決され、法律施行にあたり、政府が留意す べき点として、次のような付帯決議が付された。

- 一、憲法及び放送法等に規定する言論の自由及び政治的中立の確保を徹底し並びに独占による弊害 を防止するとともに、有線放送審議会の構成にあたっては、中立的かつ民主的に運営できるよう配 慮すること。
- 一、情報化の急速な進展に伴い、情報に関する基本法を早急に策定し、情報通信における民主的管 理、生活優先及びプライバシーの保護などの諸原則を確立すること。
- 一、本法は、今後開発される双方向通信には適用するものではない。

6月2日、衆議院本会議において、本則6章(総則・施設・業務・有線放送審議 会・雑則・罰則)38条および附則12項からなる有線テレビジョン放送法修正案が 替成多数で可決され、参議院に送付された。法案は16日に参議院本会議でも可 ● 『CATVnow』 81号(2003年11 決され、成立した(この6月16日がのちに、「ケーブルテレビの日」とされるようにな った)。本法は7月1日に公布され、翌1973年1月1日から施行された。

> なお、「再送信同意 | に関する「郵政大臣のあっせん | は、その後の改正でも「総 務大臣の裁定 | として現存している。

〈参考文献〉

- ●衆議院・参議院会議録
- ●電気通信協会発行『電気通信』 (1984年8月号)
- 月発行)「ケーブルテレビの歴史を 追って | ④~待たされつづけた 「有線テレビジョン放送法」成立 施設設置が許可制に~

3. 法人設立準備委員会時代

■第1次CATVブーム

1955 (昭和30) 年、群馬県の伊香保温泉で、日本で最初のケーブルテレビ施設 が誕生してから約13年間、日本のケーブルテレビは、共同受信組合や共聴組合 など、任意団体が運営主体となっていた。

1968年に東京・新宿歌舞伎町で㈱日本ケーブルビジョン放送網 (NCV、淵野

修社長)が初の営利法人として名乗りをあげ、これを契機に、ケーブルテレビの運 営主体をめぐる論争が繰り広げられた。

NCV から再送信の同意を求められた放送事業者、その監督官庁である郵政 省、さらには新聞協会、電子機械工業会などを巻き込んだ論争は、結局、当時の 郵政省の「このような事業は公益法人がふさわしい」とする行政指導によって、 1970年にNCVを吸収する形で(財)東京ケーブルビジョン(TCV)が発足、その後、 (財)京阪神ケーブルビジョン(KCV)、(財)名古屋ケーブルビジョン(NCV)、(財)福岡 ケーブルビジョン(FCV)と、4地区で公益法人が設立された。さらに1971年に神 奈川CATV協議会、1972年には仙台ケーブルビジョン協議会といった、公益法 人設立準備のための組織が各地に誕生したが、前記の4地区以外では具体化に は至らなかった。

一方、ケーブルテレビ公益法人化論に対抗するように、1970年に山梨県甲府市 で営利目的の日本ネットワークサービス(株) (NNS) が設立され、さらに東急電鉄が 東急田園都市早野剣山地区における有線都市計画を届け出るなど、民間運営の 動きが活発化した。

続いて、これに刺激されるように、1971年には長野県諏訪市でレイクシティ・ケ ーブルビジョン(株)(LCV)、上田市で(株)上田ケーブルビジョン(UCV)が設立され、 静岡県下田市の下田有線テレビ協会も株式会社に移行した。

このような流れのなか、当時は新しいメディアであったケーブルテレビを律する 法律が無かったことから、郵政省は当初「有線放送業務の運用の規正に関する 法律 | の一部改正をもくろんだが、1971年には単独立法としての「有線テレビジョ ン放送法」が国会に提出されるに至った。このあたりの経緯については前章で述 べたとおりである。

当時、「5,000億産業 |ともいわれたビデオ・パッケージ(VP)とケーブルテレビが ニューメディアの花形となり、いわゆる「第1次CATV ブーム |ともいわれるように なった。

■法人設立準備委員会発足

1972 (昭和47) 年、有線テレビジョン放送法が成立し、日本のケーブルテレビは 新しい時代を迎えた。それまでこれを律する法律も無く、未成年扱いであったも のが、法律的にも一人前の事業として公認されるようになった。当然、社会的な 責任も負わなければならない。そのためには、法人格を持った業界団体の設立 が必要という機運が、当時、ケーブルテレビの団体として唯一の存在だった「全国 有線テレビ組合連合会 | の第4回大会 (1972年1月、静岡県下田市で開催) のころ から醸成されていた。

そして同年8月31日、静岡県下田市の下田東急ホテルで、公益法人による日本 有線テレビ連盟(仮称)設立準備のための懇談会が開催された。発起人は全国有 線テレビ組合連合会の代表格であった下田有線テレビ放送㈱社長・竹河信義、 テレビ共聴開発専務・大石國雄、日本ネットワークサービス㈱専務・上柿虎男、㈱ 上田ケーブルビジョン社長・母袋恭二の4氏で、この会合にはホテルネットワーク の構築をめざす(株)日本ケーブルテレビジョン(ICTV)や、東急電鉄㈱、三井不動 産㈱などの関係者とオブザーバー的な参加者も含めて23社、35名が参加した。



かれた公益法人日本有線テレビ連盟 設立のための第1回懇談会。左端か ら2人目が故上柿虎男氏 [1972年8]

懇談会はまず、発起人代表格である竹河氏が「有線テレビジョン放送法の施行 により、ケーブルテレビ事業者の共通の利害にかかわる問題が、ますます増大す ると思われる。すでに著作権料をめぐって、1業者だけでは処理できない問題が 提起されており、法的に認められた全国組織の設立が急務になっている と、こ の懇談会の趣旨を説明。公益法人設立の必要性を強調し、同じく発起人代表の 上柿虎男氏を議長役に意見交換を行った。最終的に「公益法人設立」の同意に 至り、前記の発起人4氏を設立準備委員に選任した。

当日の参加者は以下のとおりである(順不同)。

下田有線テレビ放送㈱(静岡県下田市)

富士テレビ共聴組合(静岡県富士市)

塙テレビ共聴施設組合(福島県東白川郡塙町)

小山テレビ共聴組合(静岡県駿東郡小山町)

沼津東部テレビ共聴組合(静岡県沼津市)

上野原テレビ共和会(山梨県北都留郡上野原町)

清水有線テレビ放送㈱(静岡県清水市)

河口湖有線テレビ共聴組合(山梨県南都留郡河口湖町)

(株)CATV富十五湖(山梨県富十吉田市)

レイクシティ・ケーブルビジョン(株)(長野県諏訪市)

石巻テレビ(株)(宮城県石巻市)

(有)伊東テレビクラブ(静岡県伊東市)

本郷・丸山テレビ共聴組合(静岡県下田市)

福島テレビジョン開発(株)(福島県郡山市)

(株)長野ケーブルビジョン(長野県長野市)

(株)長野ケーブル放送(長野県長野市)

(株)上田ケーブルビジョン(長野県上田市) 日本ネットワークサービス(株)(山梨県甲府市)

ファミリーテレビジョンサービス(株)(岡山県岡山市)

(株)北九州ケーブルビジョン(福岡県北九州市)

(株)日本ケーブルテレビジョン(東京都)

東京急行電鉄㈱(東京都)

三井不動産(株)(東京都)

■設立準備委員会の活動

1972 (昭和47) 年9月20日、第1回設立準備委員会が、東京・麹町の日本ネット ワークサービス(株) (NNS) 東京事務所で開かれ、ここに公益法人日本有線テレビ 連盟(仮称)設立準備委員会が正式に発足した。

連盟の名称、事業目的、事業内容などについて基本的な話し合いを行ったが、 まず、設立準備委員4氏の意思統一から始めなければならなかった。

竹河氏は、すでに下田市において早くからケーブルテレビを手がけ、自主放送 の先駆者であり、全国有線テレビ組合連合会の主宰者として活躍していたし、各 地のケーブルテレビ事業者の先頭に立って郵政省やNHKなどとの交渉にあたっ ていた。大石氏もまた、竹河氏とともに連合会運営の中心的存在であった。

一方、上柿氏は株式会社組織のケーブルテレビ局として名乗りをあげた山梨県 甲府市の日本ネットワークサービス(株)専務であり、前身のフジテレビ、文化放送、 さらに郵政省に席を置いた経験などから、ケーブルテレビの発展に並々ならぬ熱 意を持っていた。

また母袋氏は、長野県上田市において、純粋な地元資本による株式組織のケ ーブルテレビ会社(㈱上田ケーブルビジョン)を設立し、この新しい事業に意欲を 燃やしていた。

その経歴、基盤とも、それぞれ異にする4氏の意思は、当初から必ずしも一致 したものではなかった。しかし、ケーブルテレビの発展にかける熱意だけは共通 していた。とにかくあらゆる面で議論を重ねながら、連盟の結成に向かって邁進 することになった。

また当時、著作権問題が当面する大きな課題であったため、連盟設立までは、 この設立準備委員会が著作権交渉の窓口となることになり、その旨を著作権利者 団体に通知した。

以下、連盟設立までの準備委員会の活動の記録である。

1972年10月6日、前回の宿題であった連盟の名称や定款案を作成、郵政省の 意向を打診するため提出。著作権団体連合会(著団連)から提起された0.7%案* テレビ放送の同時再送信において、 に対しては、業界の経営基盤が脆弱であることに理解を求め、0.7%は苛酷である として抗議。

> 1973年1月26日、著作権問題はなお検討を要する点が多いとし、1972年度分に ついては著作権料の徴収を免除してくれるよう申し入れ、著団連側もこれを了承。 4月9日、有線テレビジョン放送法施行に伴う許可申請書の提出もほぼ終了したた め、かねて準備していた連盟設立趣意書、定款案等を会員対象事業者(許可対象 施設)に送付。また著作権使用料率の減額要請(0.35%案)を著団連に提出。

> 6月7日、連盟結成趣旨書を会員対象者に送付したが、加入者が少なく、いか に意識を高めるか現状分析を行う。9月10日、連盟加入の意識を高めるため、準 備委員各氏が全国の事業者を直接訪問する方針を決める。著団連からは0.35% 案を受け入れる旨、回答を得る。12月4日、全国訪問の結果を持ち寄り協議、連 盟の組織、特に首脳陣の顔ぶれが判然としない点が課題と判断し、まずは会長 人事を早急に詰めることで一致。

> 1974年1月21日、著団連との数次にわたる話し合いの結果、同時再送信に関 する1973年度の暫定料率は結論に達したものの、ケーブルテレビ事業者側の理 解が十分でないことから、連盟設立趣旨の徹底と併せ、「著作権問題打ち合わせ 会 | の開催を決める。2月15日、東京・新橋の蔵前工業会館で、著作権問題打ち 合わせ会を開催。約30社が参加。文化庁や郵政省、著作権関係者が説明。連 盟設立に関しても、まず実体をつくるため、5月創立総会開催の意向を表明して 協力を要請。

> 2月22日、電力会社および電電公社所有柱の貸与規程や貸与料金に地域格差 があり、また値上げムードがあることから、貸与規程の緩和や料金値上げ阻止の 陳情を決定。3月12日、準備委員4氏が電電公社を訪問、電柱共架料金の値上 げ方針に抗議し、1年間の据え置きの確約を得た。

> 5月20日、人選中の連盟会長候補に広瀬正雄氏(衆議院議員、元・郵政大臣) の内意を得て、7月に創立総会開催を決定。こうして1974年7月17日、東京・平 河町の都道府県会館で、任意団体日本有線テレビジョン放送連盟の創立総会開 催に至った。

* 0.7%案

ケーブルテレビ事業者が受領する受 信料総額の0.7%を著作権使用料と する案





任意団体日本有線 テレビジョン放送連 盟設立総会の模様 [1974年7月17日]

■仟意団体日本有線テレビジョン放送連盟の発足

創立総会には、連盟に加盟する意思を表明した30数社のケーブルテレビ事業者をはじめ、賛助会員予定のメーカー、郵政省関係者、そして著作権団体関係者ら多数が出席。母袋氏の開会挨拶のあと、大石氏を総会議長に選出。上柿氏が経過報告を行って、定款等議案の審議を行った。

連盟の名称は、「この連盟は、日本有線テレビジョン放送連盟と称し、英語では Japan Cable Television Association (略称 JCTA)という」(定款第1条)となった。 そして、その目的は「この連盟は、有線テレビジョン放送の倫理水準の向上をはかり、この事業を通じて、公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するとともに、 有線テレビジョン放送事業者共通の問題を処理し、あわせて相互の親睦と融和をはかること」(定款第3条)と定められ、事業計画の第1点目に「公益法人の認可獲得」が掲げられた。ちなみに発足初年度の予算規模は166万円強であった。

発足初年度の役員は以下のとおりだが、初代会長に選任された広瀬正雄氏は、その就任挨拶で「有線テレビジョン放送法は、私が郵政大臣の時に成立した法律であり、ひとしお感慨深いものがある。ケーブルテレビ業界は数々の問題があり、個々の力では解決できないが、多くの力を結集すれば必ず解決しよう。そのためには、この連盟を強大なものに育てていきたい。監督官庁をはじめ、関連業界の協力を切望し、ケーブルテレビ業界の飛躍的な発展を願う」と述べた。

■日本有線テレビジョン放送連盟役員

会 長	広瀬 正雄	衆議院議員
副会長	中尾 栄一	衆議院議員・日本ネットワークサービス(株)社長
"	竹河 信義	下田有線テレビ放送㈱社長
常任理事	伊藤 広武	(株)二豊テレビ社長
"	大石 國雄	テレビ共聴開発㈱専務
"	母袋 恭二	(株)上田ケーブルビジョン社長
理事	上柿 虎男	日本ネットワークサービス(株)専務
"	岡音 明	レイクシティ・ケーブルビジョン㈱専務
"	坂内半之助	塩原テレビ共聴組合理事長
"	白柳 広	東部電器㈱社長
"	竹尾 彦己	唐津市テレビ受信生活協同組合理事長
"	難波 重勇	西日本テレビ共聴有限会社社長
監 事	白石猪之吉	(株)北九州ケーブルビジョン常務
"	武川 正	(株)CATV富士五湖代表取締役
参与	鈴木美津雄	広瀬正雄議員秘書
"	村口 勝哉	自民党政調専門調査員
事務局長	上柿 虎男	理事兼任

連盟事務局は、東京都千代田区永田町の十全ビルに置かれ、ここに日本有線 テレビジョン放送連盟は正式に発足した。連盟の発足に伴い、先の全国有線テレビ組合連合会は発展的に解消した。

1972 (昭和47) 年8月の下田会議以来約2年間、設立準備委員の4氏は、数次

にわたる会合、郵政省との折衝、著作権団体との交渉、電力会社や電電公社への陳情・要望、全国オルグ活動など、実に精力的な活動を展開。そのなかで、同時再送信の著作権に関するルールの確立、電柱共架料金の値上げ阻止、そして当面は任意団体とはいえ、全国連盟の結成という所期の成果をあげ、立派にその任務を果たしたのである。

この間、1973年1月には有線テレビジョン放送法が施行され、同年5月28日、同 法に基づく第1次の有線テレビジョン放送施設設置許可が、日本ネットワークサー ビス㈱など9施設に与えられたのをはじめ、任意団体日本有線テレビジョン放送 連盟設立までの間に、12次にわたり計147施設に設置許可が与えられた。

1974年7月30日付けの毎日新聞夕刊は、この連盟発足に関して「CATVのユーザー団体・日本有線テレビジョン放送連盟の発足は、有線テレビの発展に大きく役立つものと思われ、今後の具体的な動向に期待がかけられる。電電公社が電柱を貸してくれないで困るとか、著作権の問題とか、資金を融資してもらうとか……CATVが現在かかえている共通の悩みを解決するのに必ずプラスになり、日本のCATVの進歩に寄与するに違いない。連盟の発足はCATVの飛躍するための一大ステップだといえる」というコラムを掲載した。

4. 任意団体日本有線テレビジョン放送連盟時代-

■連盟法人化を第一命題に~任意団体時代の活動

任意団体としての日本有線テレビジョン放送連盟は、毎年度の事業計画のなかで、連盟法人化を第一命題としながら、その後約6年間苦難の道を歩むことになった。この間、連盟の舵取りは、連盟設立準備委員会のメンバー4氏であったが、そのなかの一人、上柿虎男氏は、遂に法人化の実現を見ることなく、任意団体設立の2年後、1976(昭和51)年6月9日、病気のため逝去された。同氏は1975年10月に入院。これに伴い、連盟事務局を長野県上田市に移動した。1976年6月11日に執り行われた上柿氏の葬儀には、ケーブルテレビ関係者多数が参列した。そして同氏に代わって、同じ日本ネットワークサービス(株取締役の中村安雄氏が常任理事に就任した。

任意団体日本有線テレビジョン放送連盟の6年間の足跡をたどってみる。

まず、法人化に向けた活動としては「CATV事業者打ち合わせ会」の名称で、連盟設立の意義や加盟を呼びかける会合を、各地で開催した。1974年10月、大阪、岡山を皮切りに、同年11月には関東、信越、1975年2月に東海、3月に九州で開催。1975年の定時総会では、法人化は執行部一任ということで継続課題となり、1976年の総会では法人化対策費50万円が予算化された。この時の総会では常任理事4氏の担当制を決め、難視聴部会担当・大石氏、事務局担当・母袋氏、技術委員会担当・中村氏、自主放送研究会担当・三浦正博氏(唐津市テレビ受信生活協同組合専務理事)とした。法人化問題は1977年の総会でも継続課題のまま、対策費50万円も持ち越しとなった。そして1978年の総会では常任理事の担務を一部変更し、事務局担当を母袋氏から大石氏に移行した。

その後、大石事務局担当常任理事を中心とする連盟執行部は、もっぱら連盟 法人化のための各方面との折衝に全精力を傾注した。このため、1978年9月総

建造物による電波障害に対する施策

郵政省は、1973 (昭和48) 年6月から約2ヵ年にわたって、「テレビジョン放送難視聴対策調査会」を設置し、難視聴の解消のあり方について審議した。同調査会は1975年8月、「テレビジョン放送難視聴対策調査会報告書」を提出、これを受けて郵政省は、1976年3月6日、電波監理局長通達「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」を公表した。このなかで、建物等の建築主は事前に電波障害の発生範囲を予測する等実態の把握に努め、電波障害が発生した場合には、共同受信施設の設置、個別アンテナ対策などの措置をするなど、「建築主の責任と負担においてこれを解決することが適当」とし、「複数の建築物によって電波障害が発生している場合には、それぞれの建築主がそれぞれの建築物による電波障害への影響を客観的に定め、応分の負担をするのが適当である」とした。

同「調査会報告書」では、建築物等による電波障害の解消方策について、建築主等の費用負担の法理論的根拠、制度的解消方策等について"宿題"が残された。郵政省は1978年7月に「テレビジョン放送の受信障害に関する調査研究会議」を設置、先の「調査会報告書」の結果を踏まえ残された課題を検討、1979年8月、「テレビジョン放送の受信障害に関する調査研究会議報告書」を公表した。

同「調査研究会議報告書」を受けて、建設省(当時)は、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」を公表。これが「公共事業により生ずる電波障害の扱いに関する建設事務次官通知(1979年10月12日付)」であった。この「建設事務次官通知」は、建設省直轄の公共事業により生ずる電波障害への適用を目的としたものであったが、民間ディベロッパーにも広く参考にされた。

このなかでは「受信品位が評価5・4・3であるものから評価2・1となる場合は費用負担する」とし、「評価5・4・3であるものが評価2に近い評価3(筆者注:いわゆる3マイナス)となる場合においても個別の事情を勘案して費用負担を行うことができる」とした。なお、ここでいう評価とは「放送局の検査及び検査に伴う措置に関する事務規程」(1958年3月28日付・郵政省電波監理局長通達57)による画質の評価基準であり、次の通り。

評価5 きわめて優秀

評価4 雑音又は混信が少なく良好な受信ができる

評価3 多少の雑音又は混信はあるが実用になる

評価2 受信できないことはないが雑音又は混信が

はなはだしく実用にならない

評価1 雑音又は混信により受信不能か、はなはだ

しく悪く、まったく実用にならない

建設省のこの「建設事務次官通知」では、受信障害の補償施設の費用は、20年程度の期間、通常のテレビ受信を可能にするための必要な経費として、算出根拠と複雑な計算式を具体的に示している。

こうした郵政省、建設省のガイドラインにより、電波障害は「原因者負担主義」「原状回復義務」を基本に、障害発生の原因者、つまりビルなど建造物の建築主が、自己の責任と費用負担において補償するという社会的ルールが確立されていった。

以上を要約すると、建築物を建てた時に電波障害が生じた場合、①建築物の建築主は、共同受信施設の設置、個別アンテナ対策、SHF放送等による対策を講ずる、②建築主はこれらの対策に要する設備の設置と維持管理に要する費用を負担する、③責任負担の範囲は原状回復までとし、④テレビ視聴者(住民)も「アンテナ線」相当の費用を負担する、⑤費用の負担は、建築主、住民のほか、電波の受信に何らかの利害関係をもつ国、地方自治体、放送局なども応分の負担をすることによって、電波障害対策を円滑に進めるよう努めること、とされた。

以上のように、共同受信施設の設置による電波障害対策を行うことが確立され、一般的になった。しかし、③の原状回復原則から、電波障害対策施設には広帯域性・双方向性は必要ないとされ、1990年前後から建設され始めた広帯域・多チャンネル、双方向なCATVと、格差が広がることとなった。また、今日のように多数の建築物が乱立するようになった結果、"電波の"都市環境が悪化することによって、1棟の建築物が対策しなければならない範囲は広がり続けている。

そもそもアナログ電波障害は、放送局と家庭の受信アンテナの間に建築物が建てられると電波の通路が遮られ、希望波(D)が小さくなり、周囲に潜在していた不用波(U)が見えるようになる(顕在化する)ことによって起きるマルチパス障害である。

これからのデジタル放送時代では、OFDMテレビ電波はマルチパス障害に強い。だからといってデジタル電波障害がまったくなくなるわけではない。形を変えた新しいタイプの電波障害が起こる可能性は高い。しかし先人が整備してくれたアナログ電波障害の原則的考え方は、デジタル時代では通用しそうにない。電波障害対策は原則として区域内波を対象としたものであり、デジタル時代では、少なくとも区域内再送信に対する電波障害に関して言えば、自分のテレビ受信は自分で確保するのが当たり前ということも常識になっていくのではないだろうか。

(古川 元、石黒 公)

これより前、1970年代には、業界の発展に資する活動も併せて行った。自主放送研究会は1975年2月には東日本グループ、同3月には西日本グループによる研究会が開かれ、1976年3月に神戸市で第3回研究会、1977年11月には唐津市で第4回研究会が開催された。この自主放送研究会と並び、1976年6月には長野県女神湖畔の国民宿舎で、CATV用機器規格統一のための技術委員会も開催された。技術委員会は1977年11月に唐津市で行われた自主放送研究会でも、同

時開催された。

さらに1975年10月には、㈱放送ジャーナル社が主催した第1回「日本CATV 大賞」自主番組コンクールを後援、東京で発表会と贈賞式を開催した。このコンクールは翌1976年から連盟と放送ジャーナル社の共催で実施されることになり、1983年の第8回目からは郵政省が後援し、最優秀賞には郵政大臣賞が与えられることになった。

会後の連盟活動は、1978、1979年の自主番組コンクールの開催と自主番組ネット

ワークの結成のみで、部会活動はもちろん、1979年の総会開催さえ延期してき

た。1979年後半に至ってようやく郵政省や財団ケーブルビジョンなどと度重なる

折衝を重ねて、社団法人設立発起人会開催の運びとなったのである。

その後このコンクールは、1987年の第14回目から社日本CATV技術協会、 CATV番組供給者協議会も加わって、4社共催となった。現在は「日本ケーブルテレビ大賞」の名称で、連盟と技術協会の2社共催で続けられており、連盟の主催事業としては、最も長い歴史を持つ催事となっている。

一方、著作権使用料や電柱共架料問題、再送信同意に関する話し合い、中小企業金融公庫法の改正要望などにも対応した。著作権交渉では1974年9月に任意団体としての話し合いを再開し、1974年度の同時再送信の使用料率は据え置き(0.35%)で妥結。その後1978年度まで、いずれも料率据え置きを勝ち取っている。

電柱共架料金交渉では1974年12月17日の電電公社との交渉で、料金値上げの阻止を実現した。再送信同意問題では1975年1月、連盟が申し入れた同意期限の延長について、民放連から放送局の免許更新に合わせて3年とする(従来は1年)との回答を得た。さらに3月にはNHKから、同意期限は延長しないが、問題ない限り自動延長するとの回答を得るなどの成果をあげた。

また、ケーブルテレビ事業を中小企業金融公庫の融資対象事業とするための 法改正を求める活動も、精力的に行った。1974年9月には中小企業金融公庫や 中小企業庁長官、電波監理局長らに陳情したのを皮切りに、1977年に至って郵 政省電波監理局、通産省・中小企業庁、大蔵省銀行局・理財局、中小企業金融 公庫宛に要望書を提出した。その結果、1978年6月2日、「中小企業金融公庫法 施行令」の改正が官報で公布され、ケーブルテレビ事業が中小企業金融公庫の 融資対象となる特定事業に加えられることになった。

このほか、1974年12月20日には、アメリカのケーブルテレビ連盟 (NCTA) 会長宛に友好提携の書簡を発送。1975年4月、ニューオーリンズで開催された全米ケーブルテレビ連盟年次総会には、連盟代表として中村安雄理事 (日本ネットワークサービス(株)常務) を派遣した。



第1回|日本CATV大賞]目土番組コンクールの贈賞式[1975年10月27日]

5. 社団法人の設立へ

■社団法人設立発起人会の開催

1980(昭和55)年3月18日、東京・港区虎ノ門のホテルオークラで「社団法人日本有線テレビジョン放送連盟設立発起人会」が開催された。

その発起人は次の7氏であった。

龍	日本空港ビルディング㈱相談役
賢澄	(社)日本民間放送連盟会長/㈱フジテレビジョン社長
義重	(財) 京阪神ケーブルビジョン理事長
順三	紐日本新聞協会会長
朝一	日本放送協会会長
正雄	元・郵政大臣、日本有線テレビジョン放送連盟会長
禎三	(財東京ケーブルビジョン理事長
	賢澄 義重 順三 朝一 正雄

このほか、オブザーバーとして大石国雄(連盟常任理事)、川村勝政(同)、淵野修(脚)東京ケーブルビジョン副理事長)、鎌田繁春(同常務理事)、鈴木誠雄(同常任監事)、生駒譲(脚京阪神ケーブルビジョン専務理事)の各氏も出席した。

発起人会では、連盟の設立趣意書や定款、事業計画、収支予算、役員予定者などの草案を全会一致で承認。設立代表者として広瀬正雄氏を選任し、設立申請から登記完了までの一切の権限を委任した。

社団法人日本有線テレビジョン連盟設立趣意書

有線テレビジョン放送法が施行されて7年、今や有線テレビジョン放送施設は22,369施設、その加入世帯は231万4千世帯の多きに達しており(昭和54年3月31日郵政省調べ)、今後さらに増加の勢いを示しております。

これら有線テレビジョン放送の役割は、都市にあっては、急激に増加しているテレビジョン放送受信障害の解消に最も有効かつ安定した役割を果たしており、地方にあっては、辺地におけるテレビジョン放送難視聴の解消に役立つとともに、テレビジョン放送の区域外再送信により放送番組の多様化を図っております。

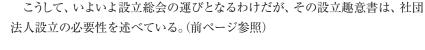
他方、これらの施設のうちあるものは大きい伝送能力を生かして自主放送を試み、地域情報文化の先駆的役割を果たしております。しかしながら、有線テレビジョン放送を一種の事業としてみる場合、既成の放送秩序に対する全く新しい参入者であり、これを受け入れる土壌は十分用意されていたとは決して申せない状況にあります。創始以来今日まで公共性の高い事業であるにもかかわらず、余りにも苦難の多い経過をたどっているのが実情であり、現在においてもその基調に大きな変化が起っているとは思われない状況にあります。また、元来この事業は全国の各地域に散在して個々に生まれたものであること、施設の規模も大小様々であること、業務機構の態様も一様でなく、経営形態及び運用態様もまた様々であります。

しかし、これらの事業は有線テレビジョン放送である点では共通しているものであり、各事業体の利害も社会的使命も基本的に 共通しております。そして今や冒頭に申し述べたように、実勢においてこの事業は無視し得ない社会的位置を占めて参っております。 したがいまして、こゝに各事業者はその共通の社会的使命を認識し、相互の啓発と協調により有線テレビジョン放送倫理を向 上させ、経営の内部及び外部の諸問題に大局的に対処し、自主放送(テレビジョン放送番組の二次的使用を含む。)等の将来の 事業のあり方を研鑚し、必要とする環境の整備・改善を希求して、有線テレビジョン放送の健全な発展普及を図り、もって地域 社会への貢献を通じて国民全体の福祉の向上に寄与することを一団となって念願するものであります。

以上の趣意により私どもは、ここに社団法人日本有線テレビジョン放送連盟の設立を発起した次第であります。

昭和55年3月18日

社団法人日本有線テレビジョン放送連盟 設立発起人代表者 広瀬 正雄



■社団法人日本有線テレビジョン放送連盟誕生へ

1972 (昭和47) 年の「下田会議」以来、公益法人設立準備委員会時代を2年、任意団体日本有線テレビジョン放送連盟時代を6年、計8年の歳月を経て、1980年4月23日、東京・千代田区平河町の日本都市センターで「社団法人日本有線テレビジョン放送連盟」の設立総会が開催された。

総会では、広瀬正雄発起人代表が「業界は苦難の連続であった。法施行により市民権は得たが、共架・金融・税制等改善すべき問題は山積している。しかし、業界の前途は明るく、1980年代は我々の時代となろう。全国の事業者が各々の成果をもとに結束し、未来の繁栄を獲得しよう」と挨拶。次いで、議長団に広瀬、大石、母袋、生駒、鎌田の5氏を選出。まず大石氏が設立経過を報告し、事務局長就任予定の鈴木誠雄(財東京ケーブルビジョン常任監事が、定款・会費細則・役員選出および初年度事業計画・収支予算案等について説明した。

各議案とも原案どおり承認されたが、議事進行の中で最も質疑が多かったのは入会金、年会費の問題と、通常会員のランク格差の問題であった。入会金、年会費については「この程度の会費が必要なことはわかるが、業界は零細事業なのだから、事業計画をぜひ実のあるものにしていくよう」との要望が出された。

承認された初年度の事業計画は以下のとおりである。

(社)日本有線テレビジョン放送連盟発足時の役員

会 長	広瀬	正雄	任意団体会長、元・郵政大臣		
副会長	(3名予	(3名予定も当面空席)			
専務理事	大石	國雄	テレビ共聴開発(株)専務		
常任理事	竹河	信義	下田有線テレビ放送㈱社長		
"	母袋	恭二	(株)上田ケーブルビジョン社長		
"	中村	安雄	日本ネットワークサービス(株)常務		
"	山田	洋二	唐津市テレビ受信生活協同組合理事		
"	鎌田	繁春	脚東京ケーブルビジョン常務理事		
"	生駒	譲	脚京阪神ケーブルビジョン専務理事		
"	川村	勝政	㈱有線花巻テレビ社長		
"	関山	吉彦	脚生活映像情報システム開発協会専務理事		
理事・事務局長	鈴木	誠雄	脚東京ケーブルビジョン常任監事		
理事	白柳	広	東部電器(株)社長		
"	佐藤	浩市	テレビ松本有線放送㈱社長		
"	土本	智	脚福岡ケーブルビジョン常務理事		
"	下村	昭	脚名古屋ケーブルビジョン常務理事		
″ 御手洗英親		英親	洛西ケーブルビジョン㈱代表取締役副社長		
″ 黒田多兵衛		兵衛	東伊豆有線テレビ放送㈱社長		
"	石井	明	北海道池田町町長		
"	井出	延彦	河口湖有線テレビ放送(利社長		
監 事	小野	研吾			



社団法人日本有線テレビジョン放送 連盟設立総会のひとコマ[1980年4月 23日]

- 1. 事業環境の改善促進 ①再送信同意の円滑化、②道路占用、電柱共架に関する負担の軽減、③金融制度の改善(工場抵当法改正の実現)、④法人税・固定資産税・事業税等の改正、⑤著作権(異時再送信の著作権問題)。
- 2. 自主放送関係 ①自主放送研修、②技術研究会、③自主番組コンクール等 の実施。
- 3. 組織の強化充実 ①組織の整備充実と意識統一の浸透、②会員の増強 (1980~1981年度で倍増目標)、③機関誌の発行(年4回)。

また、初年度の収支予算は、事務局開設予定であった郵政省飯倉分館の改築計画の関係から、予算規模は984万円と1,180万円の2案立てで承認された。発足時の役員は前頁のとおりだが、会員数は通常会員61、賛助会員11の計72社でのスタートとなった。

設立総会後、1980年8月12日に郵政省へ社団法人設立許可申請書を提出。同年9月9日、郵政省の設立許可を取得、事務局を東京都港区赤坂1丁目の広友ビル5階に開設した。こうして、社日本有線テレビジョン放送連盟はスタートしたのである。

■1970年代の日本のケーブルテレビ

ここで、公益法人設立準備委員会がスタートしてから、(社)日本有線テレビジョン放送連盟が設立されるまでの日本のケーブルテレビ界の動きを簡単に振り返ってみよう。

1972 (昭和47) 年6月16日、有線テレビジョン放送法が可決・成立し、翌1973年から同法に基づき、郵政大臣によるケーブルテレビ施設の設置許可が次々と行われた。

1972年11月には㈱上田ケーブルビジョン、1974年3月、レイクシティ・ケーブルビジョン㈱(LCV)、1975年7月、テレビ松本有線放送㈱が相次いで開局。また1975年には1月20日に農村多元情報システム(MPIS*)事業を推進する(社日本農村情報システム協会、7月1日には(社)日本有線テレビジョン技術協会の設立が許可され、それぞれスタートした。

1973年4月26日には国のプロジェクトとして、郵政省系の(財)多摩ニュータウン生活情報システム開発協会と、通産省系の(財)映像情報システム開発協会を一本化した、(財生活映像情報システム開発協会が発足した。協会は一本化したものの、結果的にこの両プロジェクトは別々の道を歩むことになった。

郵政省系プロジェクトは、1975年2月14日、多摩ニュータウンで第1次CCIS* 実験をスタートさせ、1978年8月10日から第2時実験を開始。1980年10月31日 に実験を終了した。通産省系プロジェクトは、1978年7月18日、奈良県生駒市東 生駒で第1次Hi-OVIS*実験をスタートさせ、1983年7月3日第2次実験開始。こ の実験は1986年3月31日に終了したが、実験施設はその後、近鉄ケーブルネット ワーク(株)に引き継がれた。

一方、テレビ放送の分野では、1967年11月1日に郵政省がUHFテレビの第1次 チャンネルプランに基づき、新たに民放テレビ15局に予備免許を与え、1968年8 月12日、民放UHFテレビ局の第1号として岐阜放送が開局したのに続き、この年、テレビ静岡、北海道テレビ放送、新潟総合テレビが開局した。以後、1980年代半



Hi-OVISのオープニングセレモニー [1978年7月18日]

* MPIS

Multi-Purpose Information System (多元情報システム)

* CCIS

Coaxial Cable Information System (同軸ケーブル情報システム)

* Hi-OVIS

Highly Interactive Optical Visual Information System

(完全双方向光映像情報システム)

ばまでの間に、全国各地にUHFテレビ局が開局し、テレビ多局化時代となった。

6. 社団法人設立時から1980年代の活動

■発足初期の連盟の活動とケーブル業界の動向

1980 (昭和55) 年9月9日、郵政省から設立許可を受けた連盟は11月5日に設立登記を完了したが、その翌月の12月3日、任意団体以来の会長であった広瀬正雄氏の逝去という不幸に見舞われた。

社団法人としてスタートした連盟は、その第一の仕事として、会員増強のため、電波監理局管内ごとに地方説明会(ブロック会議)を開催した。ブロック会議は1980年12月4日の中国ブロック会議を皮切りに、近畿、四国と続き、1981年に入っても九州、関東、信越、北海道、東北の各地で開催した。

1980年10月には、著作権団体連合会と異時再送信の著作権使用料の交渉を再開するとともに、日本音楽著作権協会と自主放送に使用する著作権使用料についての話し合いを開始した。

この年には、郵政省が「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究会」と「有線テレビジョン自主放送の発達普及に関する調査研究会」を設置。翌1981年に前者が中間報告、後者が報告書をまとめるなど、国としてのケーブルテレビ振興策が現れ始めた時期でもあった。

1981年6月20日の第1回通常総会では、亡くなった広瀬前会長の後任として、古池信三氏(国際電信電話㈱相談役/元・郵政大臣)を選任するとともに、空席であった副会長に、林義郎(衆議院議員)、畑英次郎(衆議院議員)、岸本四郎(財東京ケーブルビジョン常務理事)の3氏、そして、理事兼事務局長に村上重助氏(財)東京ケーブルビジョン調査役)を選任した。さらに同年9月14日、制度改善、自主放送、技術、著作権問題の4委員会を設置して連盟の活動体制を整え、9月28日には事務局を港区麻布の郵政省飯倉分館に移転した。

1982年になると、工場抵当法の改正や金融制度の改善、電柱共架料金の減免問題に取り組むこととなった。同年6月の通常総会では村上事務局長の後任として、井出幸一氏(財東京ケーブルビジョン調査役)が就任。10月21日には連盟初の支部として、東海支部が発足した。

また12月には、東京都町田市で㈱インターナショナルケーブルネットワーク(ICN)が施設設置許可を申請、これが、いわゆる「都市型」ケーブルテレビ計画の第1号として注目を集めた。「都市型」とは、郵政省の「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究会」の報告に合致した計画を指して、新聞メディアが名付けたもので、法的・制度的なものではなかったが、のちに郵政省が、①引込端子数1万以上、②自主放送5チャンネル以上、③双方向機能を有するものという定義を当てはめた。いよいよ都市型時代がスタートすることになる。

さらに1982年12月23日、日本有線テレビジョン放送国会議員連盟が設立された(自民党議員94氏が参加、会長・中尾栄一氏、副会長・小渕恵三氏、幹事・畑 英次郎氏)。

1982年から1983年にかけて、連盟は郵政省の「高度情報通信システム研究会」「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究会・衛星利用分

科会 |、通産省の「産業構造審議会情報産業部会・ニューメディア小委員会 | など に積極的に参加し、連盟独自でも放送文化基金の助成による「衛星時代におけ る光ケーブルを利用した大規模CATVの在り方に関する調査研究」を行った。 また「日本CATV大賞 |番組コンクールの開催、「CATVを語りスキーを楽しむ 会 | (長野県上田市)の開催、「CATV ソフト研究会 | の開催など、ソフト面での事 業も積極的に実施した。

1983年8月9日「日本CATV大賞 | に郵政省の後援が決定。10月3日には事務 局を港区西新橋の中央ビルに移転した。そして10月7日には古池信三会長が逝 去された。12月5日東京・池袋で「CATVの現状を語り未来を切り開く集い~ CATV '83 |を開催、これが今日の「ケーブルテレビフェア | 開催のきっかけとなった。

この1983年には、東急有線テレビ㈱が施設設置許可を申請、東京・町田市の ICNが施設設置許可を取得するなど、いわゆる都市型ケーブルテレビの動きが出 始めた時期でもあった。

また1983年から1984年にかけては、財政面での改善をはじめ、さまざまな陳 情・要望活動が行われた。1983年8月、CATV事業に対する財政投融資利用の 要請を電子機械工業会、有線テレビ技術協会とともに郵政省電波監理局に提出。

「工場抵当法 | あれこれ

1978 (昭和53) 年6月2日、「中小企業金融公庫法施 行令 | が改正され、ケーブルテレビ事業が融資対象業 種として認められたが、ケーブルテレビ施設が担保とし て認められていなかったため借手が現れなかった。そ れから7年後の1985年6月「工場抵当法」が改正され、 ケーブルテレビ施設に財団抵当制度の適用が可能にな

この「工場抵当法」は、製造業などの専用機器類を建 物と同様に抵当物件と認め、融資を受けやすくするもの だが、当時、ケーブルテレビ施設には、この制度は適用 されなかった。しかし、ガスや電力会社に適用され、そ の後、放送会社も適用対象になったことに、いち早く注 目したのが、当時、㈱ト田ケーブルビジョン社長であっ た母袋恭二さんだった。

「ケーブル事業は、業務としては放送会社に似てい るし、家庭への引き込みという点ではガスや電気と同 じ というのが着目点。

定資産税はしっかり取られるという矛盾を感じていた 母袋さんは、長野県の税務担当者に「担保価値がない のに固定資産税を支払う必要なし として納税を拒否。 裁判で争う覚悟を決めていた。その一方で、連盟に働 きかけ、「工場抵当法」の改正を求める運動を開始した

が、仲間の理解を得るにも苦労したという。

当時、自民党国会議員で構成する日本有線テレビジ ョン放送国会議員連盟の会長であった小渕恵三氏に相 談したが、「この法律は法務省の法律だから、改正する のはたいへんだよ」と言われた。しかし、小渕氏や、自 民党税調会長であった山中貞則氏らの理解を得て、法 務委員会の委員に陳情を行い、なんとか法改正への道 が開かれることになった。

小渕氏から「今国会中に改正案が通る見通しになっ た | という電話を受けた母袋氏は、さっそく長野県庁に 出向き、未納であった固定資産税を過去4年間分まと めて全額納入すると伝えたところ、半額に負けてくれた

改正工場抵当法に基づく抵当権の設定第1号は(株)静 岡ケーブルネットワークであった。抵当権設定のために は、工場財団を組まねばならず、そのためには難しい事 務手続きが必要であった。静岡ケーブルは、いち早く この手続きに関するノウハウをつかみ申請した。上田 一方、ケーブル施設が担保と認められないのに、固 ケーブルビジョンは、その静岡ケーブルから教えを受け て第2号の申請を行った。

> こんなところにも、当時の地方ケーブルテレビ局の 相互扶助の精神が生かされたと、母袋さんは述懐する。

> > (佐々木 嘉雄)



東京・池袋で「フェスティバルCATV '84]開催[1984年11月28~30日]

1984年1月には郵政大臣と法務大臣に工場抵当法の改正要望。3月には大蔵省 に自主放送用機材の物品税免除要望と、郵政大臣に電気通信事業法案の早期成 立と双方向CATVの完全実施を要望。6月には電子機械工業会、有線テレビ技 術協会と共同で、建設省にCATV用ケーブル地下埋設の反対陳情を行った。

1984年5月25日の第4回通常総会では、古池前会長の後任に村上勇氏(日本 遺族会会長、元・郵政大臣)を選任するともに、建設省のCATV用ケーブル単独 地下埋設方針に反対する決議を採択した。

また同年7月19日、日本音楽著作権協会と自主放送の音楽著作権契約に関す る覚書に調印し、9月には会員向けの説明会を開催した。さらにこの年11月28日 から30日の3日間、東京・池袋で「フェスティバルCATV '84|を開催した。

1984年2月6日、郵政省放送行政局長は、「有線テレビジョン放送懇談会」(会 長: 高木教典東京大学新聞研究所教授)を発足させた。連盟からは、母袋恭二常 任理事ほか3名が参加。同懇談会は1年後に「CATVへの番組ソフト供給の円滑 化を目指して |と題する報告書を発表。番組ソフト供給の円滑化、自主制作番組の 人材養成、再送信同意のルールづくり、衛星等通信回線の利用促進、CATV事業 者の著作権上の地位の明確化と処理ルールの確立など、5つの提言を行った。

この1984年には、地方自治体や農協などが運営するケーブルテレビ局で構成す る「全国有線テレビ協議会」が発足(3月30日)したほか、ケーブルテレビ向けの番 組供給事業者を中心とする「CATV番組供給者協議会 | も発足 (9月19日)した。

1985年には、業界の永年の懸案であった工場抵当法改正の国会審議が開始さ れ、一方では道路占用問題が大きく浮上した。工場抵当法の改正案は6月18日の 参議院本会議で可決・成立、ここにようやく日の目を見ることになった。一方の道路 占用問題は、建設省と郵政省の全面対決という様相を呈するようになった。

こうした状況下で、5月23日に開催された第5回通常総会では、建設省の地下 埋設方針による道路占用許可の停滞が、ケーブルテレビ事業の推進に大きな障 害となっているとして「CATVに関する道路占用許可促進決議 | が提案され、全 会一致で採択された。結局この問題は、この年の終わり近くまで、建設省と郵政 省の間で激しいやり取りがあり、11月30日に建設省が新たな道路局長通達を出 すことで決着を見た。

連盟は、第5回通常総会で役員改選し、常任理事枠を8名から12名に増員。 東急有線テレビ㈱の鯨井陽取締役と㈱インターナショナルケーブルネットワークの 薬師寺厚社長が常任理事に選任され、いよいよ都市型ケーブルテレビの顔ぶれ が登場するようになった。

また1985年2月には、連盟と技術協会、番組供給者協議会の3団体が連絡会 を設置。以後、各方面で3団体の連携が強められることになった。なお、この年 には日本初の民間通信衛星会社である日本通信衛星㈱ (ICSAT)と宇宙通信㈱ (SCC)の2社が設立され、12月には郵政省の「本格的衛星時代を迎えたCATV の普及促進に関する調査研究会 | (スペース・ケーブルネット調査研究会) が設置 され衛星時代の幕開けを告げることになった。

一方、1985年3月5日、郵政省が「未来型コミュニケーションモデル都市(テレト ピア)構想」のモデル都市として、全国20カ所を指定。次いで4月1日には電気通 信事業法など、いわゆる電電3法が施行され、日本電信電話株式会社(NTT)が 開業するなど、新しい時代への変遷を感じさせる年ともなった。

■ケーブルテレビ新時代へ

1986 (昭和61) 年になると、ケーブルテレビ業界にはいくつかの大きな変化が生じた。一つは、同時再送信の同意トラブル解消のため、大臣裁定を盛り込んだ有線テレビジョン放送法の改正が行われたことであり、もう一つは、ケーブルテレビ事業者に初めて第一種電気通信事業の許可が与えられたことである。

有線テレビジョン放送法の改正は、民放連などの強い反対があったが1986年5月14日の参議院本会議で可決・成立した。この改正案に基づく大臣裁定は、翌1987年7月20日、山陰ケーブルビジョン(株の対(株)サンテレビジョンの再送信同意に関する電気通信審議会の答申を得て、実現した。第2号の裁定は、1993年6月10日、高知ケーブルテレビ(株)の対テレビせとうち(株)に関するもので、この二つの事例以外、この裁定が適用されたケースはない。

一方、ケーブルテレビ事業者に対する第一種電気通信事業の許可は1986年12 月12日、レイクシティ・ケーブルビジョン(株) (LCV) に対して与えられたものが第1号 となった。

このほか、財政投融資による初のケーブルテレビへの出資として3月11日に北海道東北開発公庫が㈱札幌ケーブルネットワークへ出資。11月にはスペース・ケーブルネット推進懇談会が設置された。

連盟内の動きとしては、1985年10月28日、四国地区を皮切りに、中国、九州、北海道、東北、近畿の各地でブロック会議を開催。大石専務理事、井出事務局長が連盟加盟と支部結成を呼びかけた結果、1986年2月28日に、連盟2番目の支部として九州支部が発足したのに続き、4月18日に四国支部、6月25日に近畿支部、10月22日に北海道支部、1987年1月14日に中国支部と、相次いで結成された。

こうした動きのなか、連盟は1986年5月29日の第6回通常総会で、連盟の名称を「社日本シーエーティブィ連盟」と改めるとともに、新たに理事長制を設けるなど機構の刷新を行った。初代理事長には徳田修造氏(社)無線設備検査検定協会理事長、前・郵政省放送行政局長)が就任。また大石國雄専務理事は、実質的に連盟業務から退くことになり、鯨井陽常任理事を専務理事代行とした。なお、この総会時の会員数は、通常会員81、準会員28、賛助会員78の計187社となったが、賛助会員が前年の34から78と倍増したのは、当局のきもいりもあったためである。これにより連盟の経済的基盤が整うこととなった。

1987年に入ると、いよいよ本格的な都市型ケーブルテレビの開局時代に突入する。第1号は4月1日の多摩ケーブルネットワーク㈱で、10月1日にはセントラルケーブルテレビ㈱、㈱東関東ケーブルテレビ296、㈱東急ケーブルテレビジョンが一斉に開局。さらに同日、レイクシティ・ケーブルビジョン(㈱が日本のケーブルテレビでは初の通信サービスを開始した。

連盟は、全国の支部が6支部になったことを受けて、2月6日に初の全国支部長会議を開催。5月27日の第7回通常総会では大石専務理事が退任して、鯨井専務理事代行を正式に専務理事に選任。1986年7月から事務局長に就任していた細川辰男氏(前・関東電気通信監理局放送部長)を理事・事務局長に選任した。そして1987年は、法制面では前記の再送信同意に関する大臣裁定が行われ、

再送信同意の判断基準が明らかになったほか、税制面では工事負担金に対する 圧縮記帳制度が適用実施となり、新たに中小企業等基盤強化税制の対象業種に ケーブルテレビ事業を追加することなどが、自民党税制調査会で認められた。 1988年には、ケーブルテレビの多チャンネル化および衛星放送の再送信に関する 具体的な技術基準を整備した、有線テレビジョン放送法施行規則の一部改正が 施行された。

連盟業務では、政策推進、著作権、技術の3委員会を中心に推進され、会費の見直し案の採択、圧縮記帳適用範囲の明確化、ケーブルテレビ著作権ハンドブックの作成、多チャンネル化に伴うグレードアップ方法の検討など、多くの実績を残した年でもあった。反面、NTTのケーブルテレビ事業への参入問題や、再送信同意にかかわる著作隣接権問題などが新たに提起された。

1988年4月18日、全国7番目の支部となる信越支部が発足。5月26日、第8回通常総会を開催したが、6月28日には徳田理事長が日本衛星放送㈱(現・WOWOW)の社長に就任。連盟は8月22日に臨時総会を開いて、大竹利男氏(通信・放送衛星機構理事、元・関東電波監理局長)を新理事長に選任した。

また、この年の7月21日、ケーブルテレビ関連3団体、番組供給事業者、衛星事業者、メーカー、商社などとともに「スペース・ケーブルネット推進協議会」が設立された。

1989年は1月7日に天皇陛下が崩御され、年号が昭和から平成に変わった年である。3月7日、日本初の民間通信衛星JCSAT-1号機の打ち上げが成功。6月6日にはスーパーバードA号機も打ち上げられ、本格的な衛星時代を迎えることになった。「平成元年」は「衛星元年」でもあったのである。

1989年には5月16日に関東支部、6月22日に東北支部が結成され、連盟の9支部が出そろうことになった。この年には、NHKの衛星放送有料化問題が発生して、その解決に多くの時間を費やした。さらに、テレビ東京の区域外再送信について、対価請求に対する抗議文を送付したり、NTTのケーブルテレビ市場参入に反対する意見書を提出したりした。

1990年になると、今度は番組供給事業者が、個別受信を目指す衛星テレビジョン「スカイポートサービス」の計画を発表。連盟は1月26日、郵政省にCS個別配信反対の意見書を提出するなど、対応に追われた。

4月26日、事務局を品川区西五反田に移転。それを受けて、5月22日の通常総会後には「連盟創立10周年ならびに事務局移転祝賀パーティー」を開催。

7月25日にはスカイポート問題やNHKの衛星料金問題、日本衛星放送㈱のケーブルテレビ対応などをテーマに、「衛星問題研究会」を開いた。1990年代、ケーブルテレビ業界はいよいよ本格的な衛星時代、多メディア多チャンネル時代へと発展していくことになる。

7. スペース・ケーブルネット時代の到来とCATV市場の変化

■新時代の幕開け

1985 (昭和60) 年12月11日、郵政省は放送行政局長の私的懇談会として「本格的衛星時代を迎えたCATVの普及促進に関する調査研究会」(通称「スペース・

ケーブルネット調査研究会人、座長は望月嘉幸㈱日本興業銀行常務取締役調査本 部長)を設置、初会合を開いた。これに連盟から、鯨井陽専務理事代行・常任理 事、石川正毅監事の2名が出席し、審議に参加。1986年6月26日、同研究会は 「本格的衛星時代のCATVに向けて4つの提言」の報告書を発表した。

4提言の内容は、共同番組センターの設立、衛星受信設備の普及促進、再送信 専用施設のグレード・アップ、スクランブル方式の統一である。

これがスペースケーブルネット時代の幕開けとなった。ケーブルテレビと衛星サ ービスに関する多様な会議がスタートし、それぞれ連盟から役員、理事、委員が 出席した。主な研究会を列挙する。

1986年6月、スペース・ケーブルネット調査研究会、報告書概要を発表。同年 11月、スペース・ケーブルネット推進懇談会(座長 田丸秀治(社)日本広告業協会会 長・㈱電通相談役)初会合。1987年2月、衛星利用ローカル・ネットワーク研究会、 最終報告書提出。同年4月、衛星放送有料放送研究会設置。また、本格的衛星 時代におけるCATV技術の開発調査、研究成果を発表。

1988年7月、衛星放送の将来展望に関する研究会(座長 酒井守日本長期信用 銀行頭取) 会合。同月、スペース・ケーブルネット推進協議会(座長 田丸秀治電通 相談役) 設置、発足。ケーブル3団体をはじめ59社・団体が参加。同月、スペー ス・ケーブルネット・パイロット研究会(会長 羽鳥光俊東大教授)発足、再送信施設 の活用問題。同年8月、通信と放送の境界領域的サービスに関する研究会(座長 塩野宏東大教授) 初会合。10月、都市とCATV ネットワーク整備に関する調査研 究会設置、初会合。11月、スペース・ケーブルテレビネットワーク・フォーラム開催、 108者参加。

■NHK・BS有料化

1989 (平成元) 年1月、NHK はBS を4月から月額1,000円の有料化を発表した。 それまでは、NHK 島桂次副会長、青木賢児理事がCATV事業者との会合で「BS 有料化時には、CATV事業者と十分な話し合いのうえ実施したい |と述べてい たため、急遽、連盟理事会は有料化反対を決議した。反対の理由は次のとおり であった。

- 1. ようやく見えてきたCATV普及促進の阻害要因となる。
- 2. 現在のBS内容は、視聴者ニーズに応えてなく、有料化は視聴者の離脱を避

都市CATV事業者懇談会(都市懇)

急電鉄で協議を開始した。会場は、各社持ち回りで 10年間続いた。 開催したが、参加社が全国に広がって20社を超えた ため、会場を交通の便利が良い有楽町マリオン14階 の会議室に移して開催した。多チャンネル編成、戸 建と集合住宅営業、衛星受信とスクランブル技術な どについて、番組供給計画会社、放送機器および端

末機器メーカー、衛星通信計画会社および第2電電 1985年7月18日、衛星時代に備えるため、私鉄を 系通信事業者などを招いて議論した。その後、郵政 中心とした東名阪の都市型ケーブルテレビ10社が東 省の要請で連盟事務局長が参加することになり、約

> この懇談会にレギュラーで出席していた近鉄の CATV担当の佐野軍男氏は、その後、関西大学総合 情報学部教授に就任、ケーブルテレビの啓蒙書を出 版するなど、同学部長の高木教典教授とともに業界 のリード役を果たしている。 (石川 正毅)

け得ない。

- 3. BSは、CATVにとって多チャンネルの一つに過ぎず、CS番組・民間BSを 含め包括的配慮を要する。
- 4. BSは、衛星不安定要因から放送試験局であって、そのままの有料化は時期 尚早である。

これらについて、次のような展開となった。1月12日、連盟理事会で「NHK・ BS有料化反対 | を決議。17日、郵政省・CATV 国会議員連盟加盟100議員に 「NHK衛星放送の有料化に関する要望書」を提出。21日にはNHK経営委員会委 員に要望書を送付した。23日には全会員へ「NHK・BS有料化反対方針につい て | アンケートを発送。26日に郵政省およびCATV 国会議員連盟100名に対し、 陳情書改訂版を再提出。2月1日は会員から返送されたアンケート53通を集計し た。2月2日、会員の決起集会を農林年金会館で開催。2月3日、問題の重要性に 鑑み、臨時理事会を開催、NHK理事(青木理事ら3名)を連盟に招き、「有料化 実施時期の延期と再送信同意条件の撤回 |を申し入れ、NHK 側より衛星放送有 料化の考え方を聞いたが具体性に欠き進展はなかった。このため、常任理事会 を「NHK衛星放送対策委員会」に切り替え、対策委員として5名(河口湖・丸子・ 信州・上越・武雄)を加え、また直接交渉委員6名(理事長・専務理事・NNS・ CTT・テレビ松本・事務局長)を選出した。

次いで、2月4、5日の週末を返上してNHKと折衝したが結論は出ず。6日午後 も折衝したが不調に終わる。さらに郵政省各課担当者と深夜3時まで協議した。 7日午前もNHKと協議、連夜郵政省でも協議した。8日午前1時に郵政省が両 者に仲介案を提示したため、連盟では深夜2時まで協議し、「やむなく同意」する 方向となり、9日の会議で正式に決定。その旨を郵政省に伝えた。

その仲介案の内容は、①BS有料化は8月1日から実施(当初計画より4カ月延 期)、②再送信同意4条件をNHKは撤回する、③CATV加入者のBS選択を可 能にするため、スクランブルの利用を認める、④CATV等による集団受信で代表 者が一括で支払う場合は、手数料を含め月額200円程度の割引料金を設ける、⑤ NHKは、BS番組を充実させ魅力ある内容とするよう努める、というものであった。

2月17日、NHK はBS料金を当初の発表より100円安い月額900円と定め、郵 政省に届け出た。同日、連盟九州支部は「8月1日以降スクランブルを導入するま でNHK・BS放送の再送信を中止する | と発表し話題となった。

■CSを利用した番組配信

NHKのBS問題が解決した直後、日本初の民間通信衛星JCSAT1号機が1989 (平成元)年3月7日に打ち上げられ、4月16日に企業通信サービスを開始した。一 方、スーパーバードA号機は6月6日に打ち上げられ、7月8日に映像配信サービ スを開始した。JCSAT2号機は、1990年1月1日に打ち上げに成功し、2月10日 に映像配信サービスを開始した。

実際のケーブルテレビ向け配信サービスは、1989年7月18日のスーパーバード A号機を利用したCNNニュースで始まり、8月にCSNエンターテイメント、9月に スーパー、スター両チャンネル、10月に衛星チャンネル、チャンネルM、NCNニュ ースのサービスがスタートした。

また、1990年2月から ICSAT2号機で、スペースシャワー、ジャパンスポーツチ ャンネル、日経サテライトニュースなどがサービスを開始した。

当初、ICSAT1号機でケーブルテレビ向け番組供給が行われる予定だったた め、番供各社は1号機のトランスポンダーの予約を行っていた。しかし、打ち上げ の1年半前の1987年9月9日、JCSAT管制センターの完成式当日に1号機は企業 通信(VSAT)に振り向け、ケーブルテレビ配信は2号機にする旨の変更発表があ り、また、スーパーバードの営業攻勢も加わったため、ICSAT1号機と2号機の 間に打ち上げられるスーパーバードA号機へ移行するグループと、JCSAT2号機 の打ち上げを待つグループとに分かれた。

その後1990年2月23日、スーパーバードB号機は打ち上げに失敗。後継機は 1992年2月27に打ち上げられたが、それまでは予備機が無く、1990年12月20日 のA号機の事故発生後の番組供給は、ICSATへの移行を余儀なくされた。1992 年4月にスーパーバードへ復帰するまでに1年4カ月かかり、衛星利用の連盟会員 は番組の中断と衛星切り替え作業の対処を強いられ、加入顧客に多大な迷惑を かけることになった。

■NTTの参入問題

連盟は創設以来、一貫してNTTのケーブルテレビ参入に反対してきた。その 主な理由は、NTTは巨大資本で、光ファイバー回線を全国に敷設しつつあるこ と、ケーブルテレビの回線はNTTの電柱にも依存していることの2点である。

1989 (平成元) 年5月8日、連盟は郵政省宛に「NTTの在り方 | について意見書 を提出した。そのなかで、NTTのCATV市場参入に反対し、次のような観点か ら、CATV市場への参入は思いとどまるよう、要望を行った。

- 1. CATV業界は、衛星受信など新しい対応に努力中だが、その成否は微妙 である。現況でNTTが市場参入することは、CATVの芽を摘むことになる
- 2. NTTがCATV業界に対し、どう寄与することができるか不透明である

電話線による映像伝送サービスのルーツ

1972(昭和47)年7月3日、日本電信電話公社 レビジョン(JCTV)が都心で開局した。番組は英語の 町の旧朝日新聞社6階。

映像、音声、電力、チェック、予備の5本の電話回線 メートルごとに増幅器を設置。カラーテレビでの利用 徐々に回線は衛星サービスに換わっていった。 は初めてだった。

要ホテル(部屋数に関係なく1ホテル1端末)をネットし 「映像伝送サービス」は実施されていたのである。 た届出施設で、3年後に外国人マンション、大使館へ とサービスを広げ1世帯1端末となり、有線テレビジョ

ン放送法の許可施設となった。

ニュースは1980年代から90年代にかけて、テレビ (現・NTT)の電話回線を利用した(株)日本ケーブルテ 神奈川の23時から30分の英語ニュース番組「The World Today を放送していたが、その後CNNを導 完全自主放送で、ニュース、スポーツ、天気、情報、入し、衛星サービス開始前に名古屋、大阪、神戸へ 映画、ドキュメンタリーなど、演奏所は東京・有楽 と日本テレコムの伝送回線により供給。また中央省 庁、銀行、証券会社、商社、学校などをネットし、 都心10区に拡張した。1989年7月18日、スーパー を束にし、これに予備回線5本を足した計10本に、500 バードにより全国ネット第1号としてCNNを配信、

2002年1月28日、「雷気通信役務利用放送法」が 当初は、帝国ホテル、ホテルオークラなど都心の主 施行されたが、その30年前からすでに、電話線の

(石川 正毅)

3. NTTは、公益事業者として大量の電柱所有者だが、もしCATVに参入した 場合、CATVの生殺与奪を握ることになる

しかし7年後、いよいよ黒船ならぬ「NTTの光ファイバー回線利用によるファイ バー・トゥ・ザ・ホーム(FTTH)問題 | がやってくるのである。

1996年11月28日、郵政省電気通信局・放送行政局共催で「通信ネットワークの 放送事業への利用に関する研究会 | が発足した。いわゆるNTT・FTTH問題 の始まりであり、電気通信事業法と有テレ法の改正を伴う案件である。12月17 日開催の第2回会議では、連盟会員の緊急アンケートの調査・集計結果を発表 し、危惧を表明した。その後、毎月1回会議が開かれた。

1997年3月27日の連盟の常任理事会ではNTTのFTTH問題は"NTTの規制 緩和"という新たな障壁になる恐れがあるとして、常任理事会が直接対応するこ とを決定した。①巨大資本による通信・放送の寡占化の恐れがある、②公正な 競争原理による参入が期待できず非対称規制が必要である、③ケーブルテレビ 類似サービスの衛星デジタル放送が始まり、消費者の混乱と経済的負担を強い て、ケーブルテレビ普及障害の恐れがある、④1地区多重許可により投下資本の 回収が難しくなり、事業の存続自体が危惧される、などの意見が出された。

4月11日、連盟は理事長名で郵政省に対し「FTTHに関する要望書」を提出し た。そのなかで、「FTTHの利用形態、利用料金、受け入れ基盤の整備」の要望 のほかに、「NTTは、地上波のアナログからデジタルへの移行が完了するまで、 有線送信型のコンテンツプロバイド事業に参入しないこと。同一地域の多重許可 はできるだけ避け、当該地域の許可事業者に不都合が生じたときは、施設設置期 限延長を認めないなど、多重許可状態の整備を図られたい」と求めた。

その後、5月の第7回会議でまとめられる予定だったが8カ月間休会となった。 しかし、1998年2月9日、突然報告書が出され、FTTH利用のケーブルテレビ事 業を認める方針が打ち出され、1998年4月10日、電気通信審議会有線放送部会 で「FTTHの利用に向けた許可方針案 | が明確化した。

同年6月11日、郵政省はケーブルテレビ事業者によるFTTH利用を認めるた め、有線テレビジョン放送法施行規則改正等の制度の整備を発表。許可基準は 継続的な支配・管理関係が担保されれば、有テレ法で許可。これにより、2001年 9月にFTTHの利用が全面的に開放されることとなった。

8 新たな対処が求められた衛星サービスの出現。

■デジタル・スターウォーズ

1990年代も衛星問題で終始することとなった。前項で述べたスペース・ケーブ ルネットで蒔かれた種は着実に増殖し、育っていった。

1984 (昭和59) 年5月、NHK・BS-2a は中継器の故障で片肺だった*。しかし、 わずか6,000世帯を対象にした実験放送だったため、話題にはなったものの、一 般視聴者への影響は少なかった。1991年4月には、初の民間衛星放送の日本衛 星放送㈱(JSB)の有料放送が始まり、以後多角的な展開を見せた。

ケーブルテレビ側から見たCSは、1989年7月、スーパーバードA号機で番組配 信が始まり、翌年2月10日、JCSAT2号機が営業を開始した。1992年以降CS配 応するため、予備衛星とのセットに なっている。予備衛星は優先条項で 安価に貸し出され、本衛星に故障が 衛星のサービスが優先的に移行する。 見えた。 ちなみに、前述の1990年2月にスー パーバード2号機の打ち上げに失敗 号機が同年12月に制御不能になった ため、8日後にJCSATへ移行するこ とになった。連盟のNHK・BS有料 衛星不安定要因から放送試験局であ り、有料化は時期尚早」の根拠にな っている。

*放送・通信衛星ともにリスクに対 信はCS放送に移行し、1996年にはアナログ放送はデジタル放送に代わった。

連盟では、1990年代初頭に「NHK衛星問題専門委員会」「衛星問題検討委員 会」を設置した。1990年元旦、JCSAT2号機が打ち上げられ、2月10日にはケー 発生したときには即時に解約し、本 ブルテレビ向け運用が開始。これで2つのCSがそろい、順調に滑り出したかに

しかし連盟は、1月にスカイポートのCS個別配信反対の意見書を郵政省に提 した際は、予備衛星がない状況で1 出するなど、新たな衛星問題に取り組むことになる。また、NHK・BS放送に関 する追加取り決めを行い、一方でJSBの試験放送が始まるなど、新たな対応も追 られた。加えて年末にはスーパーバードA号機が事故で通信不能になり、 反対の理由4に記されている「BSは JCSAT系への切り替え問題が発生した。1989年11月14日、NHKとの話し合い を再開したが料金徴収問題で協議が難航した。

> このため、常任理事から選出した「NHK衛星問題専門委員会 |を設置し、1992 年7月8日、NHKからの申し入れについて協議。7月15日、バルセロナオリンピッ クを契機に加入促進を図るため、従来の「受信料業務委託 | 「団体一括支払い | に加え、「NHK・BS受信契約自主取り次ぎ制度」の受け入れを決め、3年半にわ たり交渉が続いたNHK問題にようやく終止符が打たれた。

> CS、民間BSに対応するため、既存4委員会(政策推進・著作権・技術・普及 促進)から委員を選び、「衛星問題検討委員会」(委員長 縄紘平㈱テレビ小松専 務)を特別に設置して対処した。当初の主なテーマは次のとおりである。

- 1. スカイポートセンターと衛星テレビジョンに関する覚書交換。
- 2. ISBの業務委託契約について協議、基本契約書に合意。
- 3. スーパーバードA号機故障に伴う補償費の在り方を決める。
- 4. スカイポート類似のチャンネルオペレーション型CATVの覚書を交換。

当委員会は、その後相次いで起こるデジタル衛星問題について、協議を続け ることになる。

1994年11月、デジタル多チャンネル放送プラットフォーム事業を計画する㈱ディ ーエムシー企画 (DMC) が設立され、翌年7月の事業化を発表した。このため、 連盟ではDMCに関するデータを集め、1995年3月15日から10日間、「ケーブル テレビ実務経営者へのDMCに関するアンケート | を実施した。対象は都市型 161 社、そのうち96社が回答を寄せた。その結果、DMCの知名度97%、ケーブルテ レビ普及阻害要因と思う79%、ケーブルテレビのデジタル化時期について、現受 信機普及後51%、現有機器償却後41%、計92%というデータが集計された。

これを受けて、衛星問題検討委員会は9月11日、デジタル衛星放送はケーブル テレビ普及の阻害要因になるとして反対を表明、DMC側と協議する方針を決め た。翌日開かれた「ケーブルテレビ'95」当日の新聞で報道されたディレクTVジ ャパンについても反対する方針を決めた。

1995年9月27日、衛星問題検討委員会はDMCと初会合を、続いて10月13日 に第2回会談を開いた。

会議は、連盟側から衛星問題検討委員会および役員など6名。DMC側から笠 原浩人社長(伊藤忠商事)、中力功社長補佐(住友商事)、有坂和明経営企画部長 (三井物産)が出席した。

協議を重ねながら、連盟では併行して番組供給会社向けアンケートを実施し

*CSバーン

1992年1月22日、JCSAT系のCS 委託放送事業者の窓口業務を行う㈱ サテライト放送センター(CSバーン) が設立された。

同年3月25日、スーパーバード系 CS委託放送事業者の窓口業務を行 う(株)CSサービスセンターが設立さ 5社の有料放送契約約款が認可され、 4月2日からサービスが開始された。 翌年までに15社のCSテレビが認定 された。

1998年3月31日にCSバーンが、9 月30日にCSサービスセンターがア ナログ放送を終了し、CS放送は完 全にデジタル放送となった。

た。その結果、番供19社のうち6社がCSバーン*を利用する意向であり、DMC 移行時のサイマル放送期間ゼロとの回答が含まれていた。このため連盟側は、受 信不能になるケースを想定し、①受信設備(JCSAT3号機用IRD)の設置費、へ ッドエンド(HE)までの接続費はDMC負担で行い、設置後ケーブルテレビ側へ譲 渡すること。②アナログ変換に要する費用は、DMC、番供、委託放送側が負担 すること。③連盟会員および申請地域での営業は当該事業者と協議し、その旨 れた。3月末日、CSテレビ委託放送をメーカー、代理店へ周知すること、を申し入れた。

> 1996年1月、虎ノ門パストラルで開かれた常任理事会で、衛星問題検討委員会 から提出された「DMCに関する答申書」について協議し、4月試験放送、6月本 放送の実施について承認した。

この件は、当初会員向けアンケートで反対意見が79%に達し、難航が予想さ れたが、1年2カ月でまとまることになった。その背景は、当時発表された報道資 料で次のように書かれている。

「国際的な放送のデジタル化の波は否応なくわが国にも押し寄せ、4月よりアジ アサット経由・香港発のスターTVが日本向け放送を開始し、パンナムサット2経 由CNBC (97年よりデジタル)、4月より JCSAT3号利用の離島向けデジタル放送、 スーパーバードC号機でデジタル放送を企画しているディレクTV ジャパン等の計 画がある。このほか、BS-4のデジタル化計画、99年より計画しているスカイポー トグループの動向にも注目。

このように、ケーブルテレビ事業者はDMC問題に端を発してデジタル・スター ウォーズ時代に突入したものとして、認識を新たにした。

■14チャンネル補僧

空ばかり眺めていたら、地上でも問題が起こった。

1990 (平成2) 年12月17日、新たに東京都に設置されるUHF局に対し、14チ ャンネルが割り当てられた。当時、ほとんどのケーブルテレビ用コンバータは14 チャンネルの周波数を使用していたため、混信がおこる恐れが予想された。

連盟では、理事長名で郵政省に割り当て周波数の変更要望書を提出した。し かし、郵政省は翌年1月11日から25日まで、メーカーの協力で14チャンネルの影 響について調査後、30日に割り当てを正式に決定した。11月、連盟では郵政省 に対し、都UHF局に関する補償問題を含む配慮を要請した。1992年になってよ うやく郵政省より「今後設置するケーブルテレビ用コンバータは、AV方式とする よう 通知が出された。

1993年3月、東京23区ケーブルテレビ協議会(10社)が発足し、第1回会議が 開かれた。この時、特別問題として都UHF局の14チャンネル補償問題を採択。 調査のため都心2社、南端の町田および西端の立川の計4社から、それぞれ担当 者が選ばれた。同年6月の連盟総会では「14チャンネル問題」として、都UHF局 と愛媛UHF局問題が報告された。10月、都UHF局と連盟との間で当事者間協 議を開始(連盟側から事務局長、㈱ケーブルテレビジョン東京、東急ケーブルテ レビジョン(株)、マイ・テレビ(株)の4者が出席)、翌月第2回会議を開き関東12社の アンケート調査を始めた。

1994年に都から23区および多摩のケーブルテレビ協議会に対し、都UHF局

の補償問題と再送信条件について要望が出された。都UHF局は「東京メトロポ リタンテレビジョン | (MXTV)と称することになり、6月3日、同社と14チャンネル 問題で覚書交換。その後、関連12社の交渉代表者を決定。また、新民放・愛媛 朝日テレビの14チャンネル問題も協議。9月28日、関連12社はMXTVに対し、 最終案を提示した。事前対策の考え方、要処置台数については合意。事後対策 の問題と補償費用をコンバータ購入価格の6割と見なすMXTV側と全額補償を 主張する事業者との問題が残った。

1995年4月一部機種に限り改修費を負担することで合意し、同7月補償金額、 改修期間、再送信チャンネル(12チャンネル以内の空きチャンネルとする)などの 細目について解決した。

この件の解決に5年半を要した。当初の補償金は20数億円になると試算され

フルサービス・ネット委員会

フルサービス・ネット委員会は、1994 (平成6)年 5月にケーブルテレビ協議会(注)の一委員会として発 足し、1998年9月に解散するまで、それまで机上あ るいは公開されずに行われていたケーブルテレビの新 技術、新アプリケーション等を全国から集めて、そ の実験経過と課題・解決策を委員間で共有した委員 会である。郵政省有線放送課をオブザーバーとし、 ACTセンター(通信総合研究所内: 当時)の支援を受 けた。その成果は高く評価され、1996年6月、「ケー ブルテレビの持つ双方向機能と広帯域性を活用した、 多様な放送・通信サービスにより、情報通信の発展 に多大の貢献をした」として、情報通信月間推進協 議会会長表彰を受けた。

組織はケーブルテレビ協議会の木暮剛平会長直属 とし、サービス、システム、通信の3分科会と発足時 22の実験分室(最盛時38)を持ち、実験フォローアッ プ連絡会を随時、また総会を年1回開催した。「報告 書」は総会時と講演、海外調査に際して作成し委員 に配布した。

委員は連盟、技術協会はじめケーブルテレビ事業者 28、メーカー・工事業者28、通信・電力会社16、商社 7、銀行やシンクタンク地方自治体を加えた99団体か ら成り、集められたアプリケーションは38種に及んだ。 また実験と会費を持ち寄って、実態報告、質疑のほか 解決策討議、見学会、識者や当事者の講演を通じ、一 丸となってケーブルテレビの可能性を追求した。

実験は、ケーブルテレビ双方向の通信(ATM伝送、 IN接続、VOD、CATV電話やNVOD、23G伝送等)、 そしてそのサービスを可能にするネットワーク施設に おける雑音対策、広帯域化とその施工、また異なる

ケーブルテレビ施設間接続や、県、市地域インフラ への組み込み等が行われ、ケーブルテレビの可能性 と必要整備事項を実証した。

一方欧米にも目を向けて、先端のケーブルテレビ 技術、ケーブルモデムの研究や、連盟と協力し、デ ジタルサービスや帯域圧縮、HITS、中小オペレータ の双方向・広帯域化の戦略研究等を行ったが、その ころ海外では通信会社による研究開発の激しい競争 と、デジタルによる通信放送の融合、超大資本の動 きが盛んであった。その他毎年、米国ケーブルラボ と会合を開き、デジタル技術標準化組織の必要性を 強く認識した。また米国テレビ放送会社、家電販売 店を定期的に訪問し、デジタルソフトの充実度と家 電品普及の速さを知った。

なお、通信事業を許可されたケーブルテレビ事業 者は、1986年に1社、94年に1社、95年に2社、 96年に12社と年々増加し、委員会解散時(1998年9 月)には44社にのぼった。

その後、役務は専用サービスからデータ伝送・インタ ーネット接続へと移ったが、タイタスと杉並ケーブルは 1996年に音声・電話役務の許可を取得。伝送路の光 化としては1997年、98年とHFC技術の施工見学を行

(注)ケーブルテレビの円滑な普及・発展を図るため、ケーブ ルテレビ関係者が産業構断的に集まって、郵政省有線放送 課を事務局に1988年に設立された。技術、普及推進の2委 員会を持ち、会員数は158。1993年、連盟に移管され、 2000年に解散した。

(長谷川大二)

たが、協議の結果半分以下で収拾された。1995年11月1日のMXTV開局まで の間、関連各社は家庭用端末機器の交換に奔走することになり、加入工事が停滞 したのみならず、結果的に加入者にも理解、協力のお願いで、迷惑をかけること となった。

■MSO (Multiple System Operator)の出現

1993 (平成5) 年末、郵政省は経済のグローバル化、通信と放送の融合化、お よび情報通信の基幹インフラとして光・同軸のハイブリッド化を目指すため、有テ レ法を改正しMSO参入の基盤を整備した。すなわち「地元資本要件の撤廃」「通 信事業兼営の容認 |「外資制限の実質的撤廃 |とし、従来の「UHF 局に次ぐ地域 メディア」としてのケーブルテレビという位置付けから、「生活の基盤となる放送・ 通信メディア |への脱皮を促したものといえよう。

1994年5月、住友商事㈱とアメリカのTCIは、ケーブルテレビ運営会社と番組 供給会社双方の設立について合意、11月18日にはケーブルテレビ電話事業のガ イドラインを発表した。翌年1月両社は「㈱ジュピターテレコム |を設立。一方、同 月に伊藤忠商事(株)、(株)東芝、タイムワーナー、USウエストが合弁で「(株)タイタス・コ ミュニケーションズ」も設立された。

連盟および関東支部では、1996年1月の総会でMSO2社との懇談会を開くこと になり、座長は関東支部の井出延彦支部長代行に決まった。テーマは①1地区2 事業者への許可(順次主義*)、②公営住宅の750MHz化、③NTTとの相互接続 であった。

1996年4月、MSO2社が連盟に加入。9月6日、連盟の政策委員会に両MSO代 表専門委員を選出。11月13日、連盟ではMSO専門部会を設置した。第1回会議 では、①関東支部協議問題、都営住宅無料接続の件、1地区多重許可の件、②加 入者相互受入れ制度の見直し、③MSOの会員としての在り方、について協議した。

12月、両社はNTT・KDDへ相互接続を申請した。1997年4月24日、連盟で 市、横浜市戸塚区で許可が出されて MSO専門部会の第2回会議を開催。6月、タイタス・コミュニケーションズが柏市 で、次いでジュピターテレコムは東京都杉並区を拠点に電話事業を開始した。

1999年、MSO2社は株主の移動などで、メディアワンが主要株主となり、2000 開始されていない地域であること、 年9月1日、ジュピターテレコムとタイタス・コミュニケーションズが、株式交換で正 式に統合されジュピターテレコムが存続会社になった。

1990年代において、MSOがケーブルテレビ業界に与えた影響は多大である。 同年6月6日、連盟では理事長名で これまでのケーブルテレビのビジネススキームは、地上波の再送信・区域外再送 信とコミュニティチャンネルであり、それにBS・CS放送が加わる多チャンネルサ ービスであった。

> 両MSOは、多様な衛星サービスの出現、有テレ法の改正、NTTの分割民営 化、民間電話・通信サービス会社の設立などの社会的変化をとらえ、先進技術を 積極的に導入して、幹線の光ケーブル化と「テレビ・電話・データ通信 | の3つを セットで販売したことが特筆されよう。特に驚くべきことは、連盟が創立以来NTT のケーブルテレビ事業参入に反対し続けていたのに対し、両MSOがNTT、 KDDとの相互接続を図ってしまった事実である。まさに、既成概念をくつがえす 着想だったといえよう。

*順次主義

1996年1月23日、順次主義につい て郵政省と協議した。従来、一地域 に2以上の許可申請がある場合には 一本化調整を行うなどして1事業者 に許可を出していたが、今後は2以 上の事業者に許可することがある、 というもの。

すでに埼玉県大宮市、神奈川県逗子 いた。

これについては、同一地域で2者以 上の競願があっていまだサービスが 地方自治体が2者以上に同意した地 域(意見照会で)であること、ただし 申請は全域であること、が示された。 「一地区二重許可問題についての要 望|4点を郵政省に提出した。

■1990年代の連盟の動向

1991 (平成3) 年1月28日、村上勇会長が逝去された。同年6月10日に開催され た第11回通常総会では、村上会長の逝去と鯨井陽専務理事の辞任を受けて役 員改選が行われ、会長に畑英次郎氏(衆議院議員)、専務理事に母袋恭二氏(株) 上田ケーブルビジョン社長)、常務理事に広田義朗氏(東京ケーブルネットワーク (株常務・関東支部長) が就任した。大竹利男理事長は再任。この総会では委託 放送事業者の有料サービス開始にあたり、ケーブルテレビ事業者の経営に悪影 響を及ぼさないよう[基本サービスを守れ!|とする大会決議を採択した。

この年10月28日には全国10番目の北陸支部が発足した。

1992年1月20日には「経営研究会」が設置され、2月26日第1回会議が開催さ れた。この会議には12社が参加し、財政問題と加入促進問題について講演会と 分科会が実施された。

1993年6月4日の第13回通常総会では、任期満了の役員はほぼ全員留任とな った。7月27日には連盟の組織・運営の在り方を見直すための「諮問委員会」が 設置された。また同年9月には郵政省有線放送課に置かれていた「ケーブルテレ ビ協議会」事務局が、連盟事務局に委嘱された。

1994年6月13日の第14回通常総会では、同年3月15日付で畑英次郎会長あて に提出された「諮問委員会答申」が承認された。7月1日には奥田健氏(住友商 事)と長谷川大二氏(東急ケーブルテレビジョン)が連盟常勤顧問に就任、事業の 立案・実施にあたることになった。さらにこの年7月17日、事務局を西五反田の SDI五反田ビルに移転した。

翌年1995年の第15回通常総会では、前年の「諮問委員会答申」を踏まえて定 款の一部が改正され、連盟の名称を「日本シーエーティブィ連盟」から「日本ケー ブルテレビ連盟」に改称。また理事枠を5割増の45名以内とした。役員改選では 畑英次郎会長は留任となったが、大竹利男理事長、母袋恭二専務理事、細川辰 男常務理事・事務局長の3役が退任、新たに理事長に橋口守氏(財)郵政福祉会 理事長/元関東郵政監察局長)、専務理事に石川正毅氏(㈱ケーブルテレビジョ ン東京社長)、常務理事に奥田健氏(連盟常勤顧問)、長谷川大二氏(同)の各氏 が選任された。また、事務局長に関しては郵政省人事との兼ね合いで総会当日 には間に合わず7月24日付で松田久夫氏(前千葉中央郵便局長)が常務理事・事 務局長に就任した。なお、この年発生した阪神・淡路大震災に際しては、連盟会 員各社が義援金を募り、被災局に贈呈するなど支援の輪がひろがった。

1996年4月18日には、中尾栄一建設大臣に「橋へのケーブル添架と昭和54年 建設次官通知改定のお願い」を提出した。これに対して6月28日、道路局長名で 橋梁・横断歩道橋へのケーブル添架を原則的に認める旨の通達があり、成果を あげた。

1997年6月10日の第17回通常総会では、定款を改正して「代表者の変更、会 長、副理事長、最高顧問の廃止 | を決定、これにより連盟は以後、理事長を代表 者として運営することになった。この定款改正に伴い、衆議院議員である畑英次 郎会長が退任、同じく衆議院議員である小渕恵三氏とともに顧問に就任。橋口 守理事長は留任。石川正毅専務理事が退任して、後任の専務理事には角田兼久 氏(マイ・テレビ(株)常務/関東支部長)が就任。常務理事の松田久夫、奥田健、長



17回通常総会後の懇親パーティー で。左から石川正毅、母袋恭二、角 田兼久の歴代専務理事[1997年6月



第18回通常総会で橋口守理事長(左) が退任、寺井崴章新理事長(右)が就 任[1998年6月9日]

谷川大二の3氏は留任となった。

1998年6月9日の第18回通常総会では、橋口守理事長が退任、後任の理事長 に寺井巌章氏(日本電気フィールドサービス㈱常務/元近畿電気通信監理局長) が就任。翌1999年6月8日の第19回通常総会の役員改選では理事長、専務理事、 常務理事3名は留任、水島太藏氏(前㈱電通局長)が常任理事に選任された。

阪神・淡路大震災とCATVの対応

「2時間ばかりかけて車で到着しました。途中ふさ がれた道等々があり、やっとたどり着いた形でした。のとなった。 局舎内はそんなにめちゃくちゃという状況ではありま せんでした。火災による幹線の消失で、見ることの できないお客様への対応が多かったと思います。居 住地は少し離れていたので、翌日からはむしろ資材 運搬班でした|

「神戸側であったので2日ほど閉じこめられました。 長い間、自転車通勤していました。ヘッドエンドは 問題なかったのですが、カートが倒れていました。市 役所とのラインは生きていましたので、文字放送な どで情報はどんどん流しました。幹線がほとんど死 ななかったことには驚きました。むしろCATV、NTT、 関西電力のメッセンジャーワイヤーが家屋の倒壊を 防いでいる所が非常にたくさんありました。こういう 所は別の意味で、手の施しようがありませんでしたし

「すぐに家を飛び出しましたが、交通の便が無く、 やっと取れた連絡で自宅待機に。その後、大阪のほ うは家や家族に心配がないので、その方面の人たち が泊まり込みで出てきてくれないかとの連絡が入り、 初出社は夕方7時前でした。電気は回復し、すぐ放 送は再開されましたが、幹線の重要な所で火事に遭 い、かなりの地域に電波が流れませんでした。コミュ

査を含め、災害に対応したCATVガイドライン策定 ニティ放送は3日ほどリピート放送をしていました が、この状況ではあるはずのない成人式の番組が流れるに至った。 れ続け、クレームをいただいたのを覚えています。そ 送していましたし

神間各局が大震災に遭い、被災者でありながらも、 声である。地域住民が最も必要とした情報を迅速に 提供できたことで高い評価を受け、「情報ライフライ ン として位置付けられる活動となった。この大震

災はCATV局にとって、損害はもたらしたものの、貴 重な体験であるとともに大きな財産を手に入れるも

震災当日は、各局において比較的早く電気が復旧 し、被災局においてもほとんどの局で、同日中の放 送再開ができた。火事を伴う災害となってしまった ため、伝送路・引き込み線についても、焼失したも の、建物の倒壊により分断されたものなどによる停 波が発生した。

取材並びに放送の対象は、地域密着の文字そのま まに、防犯情報、風呂、貸自転車、給水、トイレ、 コインランドリーなど、地域ニーズに合った報道を、 行政との連携のなかで実施した。まさに、地域の皆 様と手に手を取っての日々であった。

この震災においては、ほんの少しの距離の違いで 被害の程度が極端に異なり、被災地に位置する局と そうでない局との違いは非常に大きいものがあった。 実際に被災した阪神間のCATV局を中心に、地震に とどまらず火災や風水害についても、CATV局の在り 方を検討することとし、近畿支部内に危機管理特別 委員会を設置。危機管理マニュアル作成のためのガ イドラインの作成にこぎつけた。

これに呼応し、日本CATV連盟においても現地調 ワーキンググループを結成し、1996年5月に上梓さ

月並みではあるが、やはり予測の不可能な災害が の後は市役所からのファックスを文字に起こし、放 ある以上、日頃の備えと関係各所との連携、このよ うな体験を風化させないこと、他山の石とし自らの 1995 (平成7) 年1月17日、近畿支部、なかでも阪 問題ととらえることが実に重要だといえよう。

なお、当時、連盟本部をはじめ多くの方から義捐 CATVはいちはやく復旧した。上記は社員たちの生の 金や物資など数々のご支援をいただきました。この 場をお借りして心よりお礼申し上げます。本当にあ りがとうございました。

(高崎 譲)

9. デジタル時代への対応-

■ケーブルテレビの進路に指針

1999 (平成11) 年5月の電気通信審議会答申 「ケーブルテレビの高度化の方策 及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿」において明示されているよ うに、アナログ時代には主に再送信メディアとして位置づけられていたケーブルテ レビが、デジタル時代の旗手としての自覚を持ち自立的に進むべき道が明確に示 された。

初めに、ケーブルテレビ業界全体が2005年までに幹線の光ファイバー化、イン ターネット事業への参入、770MHzへの広帯域化工事の実施、デジタル化への対

レディスフォーラム事始め

いま、ケーブルフェアで最も華やかで、賑やかな催 の第1回目が開かれたのは1996年。実施に向けて動

から関東電気通信監理局長に異動したばかりの田中征 治氏であった。田中氏は日本ケーブルテレビ連盟の石 川正毅専務理事と面談した際に、異動直前に九州で 開催されて大きな成功をおさめたレディスフォーラムの 「全国版 | を、翌年のケーブルテレビ '96 で始めたらどう かという話をした。

この話を受けてケーブルテレビ連盟が、オペレータ ーとサプライヤーの若手の女性有志、およびケーブ ルフェアを主催するケーブル3団体の女性職員に呼び

そしてケーブルテレビ'96の初日にあたる6月12 たものと見るのが順当であろう。 日、東京・池袋のサンシャインプリンスホテルを会 場に、記念すべき第1回目が開催された。定員100名 なったために運営費の一部をケーブルテレビ協議会 に対して申込者が160名という大盛況ぶりだった。

性が重要な戦力となっている業界の実情が根底にあ る。1990年代に入り、都市型ケーブルテレビが続々 開局したが、女性社員の比率が極めて高く、1996年 のデータでは全社員のうち30.6%を女性社員が占め ていた。これは地上波テレビ局の平均比率15%の、 倍の数字である。加えて実行委員会の中核となった

ていたことが挙げられる。

ケーブルフェアには全国各地から年々女性社員が しとなった「ケーブルテレビ・レディスフォーラム 多数参加するようになっていた。それらの社員の交 流の場として、ケーブルテレビ'93から、サプライヤ きだしたのは、その前年の95年の6月のことである。 ーとオペレーターの女性社員が参加する「ケーブル そのきっかけを作ったのは、九州電気通信監理局長 テレビに携わる女性の会 | が開催された。この催し は当初親睦会としてスタートしたが、参加者の中か ら他の局の実情を聞きたい、勉強会になれば会社に も参加することを認めてもらいやすい、という声が上 がり、1995年9月の第3回の集まりからは各局の実 情を語りあう情報交換会へと方向転換した。

第1回目のレディスフォーラムの実行委員会が結成 されたのは、この直後である。業界代表の実行委員 は「ケーブルテレビに携わる女性の会」のメンバーか ら選ばれ、イベントの内容や運営は踏襲された。レ かけ、レディスフォーラム'96の実行委員会が結成さ ディスフォーラムは、自主的に結成され運営されて きた「ケーブルテレビに携わる女性の会」が発展し

レディスフォーラムはケーブルフェアの公式行事と (のちにケーブルテレビ3団体)から補助してもらう仕 レディスフォーラムが最初から盛況だったのは、女 組みとなり、財政基盤が確立した。しかし、連盟に はそれ以上に重要な役割があった。実行委員のメン バーは各ケーブルテレビでも役に立つ人材であるが、 自社の日常業務にとってマイナスだとして実行委員 派遣を渋っていた経営者を、連盟が説得したことで

レディスフォーラムが10年続いているのは、実行 メンバーは、すでにケーブルテレビに働く女性だけの 委員の自主性を重んじながら、連盟などが財と人の 集いを手弁当で3年間実施してきたという実績を持っ バックアップをしていることが大きい。(猪股 英紀)

応という共通の課題を目指すとともに、2010年にはほぼすべてのケーブルテレビ がフルデジタル化し、各局のネットワーク化を進めることを目標とすることが示さ れた。すべてのケーブルテレビ事業者が共通の課題として、これらの目標を認識 したことは画期的なことである。

また、通信総合研究所のACT (Advanced Cable Technology) センターを活用 したデジタル化に関する実験も始まり、90年代末は、まさに本格的デジタルケー ブルテレビ時代の「夜明け前 | であった。

2000年6月には「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会」の報告書が出され、 ケーブルテレビ事業の制度面について、ハード・ソフト分離論が検討されるととも に、役務事業法の整備が行われ、ケーブルテレビ事業への参入や拡張が容易と なるとともに、通信事業者がケーブルテレビへ参入する考え方が明確になった。 また放送の再送信や区域外再送信問題などの課題整理もされた。技術面におい ては、ケーブルラボ構築の提言があり、ラボ設立の根拠が示された。

このような検討会では珍しく、ケーブルテレビ事業のビジネスモデルが検討され、 デジタル化の必要性の根拠と必要経費やその投資・回収のシミュレーションモデル など、デジタル放送化投資の参考になる報告も組み込まれた。ケーブルテレビ業界 は、この二つの報告書を受けてデジタル時代へと大きく動きだしたのである。

目標が明確になったこととあわせ、予想される通信事業者などとの大競争時代 に備えるため、郵政省の施策であったケーブルテレビ振興策としての「新世代地 域ケーブルテレビ施設整備事業 | に、大型補正予算が組まれたことに加え、テレ トピア指定地域の第三セクター事業者は日本開発銀行(現在の日本政策投資銀 行)を窓口に、NTT-Cタイプの無利子融資制度が利用できる特典を生かし、全国 のケーブルテレビ事業者が伝送路の光化・広帯域化・ヘッドエンドのデジタル化 などの大型投資を促進した時期であった。

■日本ケーブルラボの設立

アメリカのケーブルテレビ業界におけるケーブルラボの存在が知られるにつれ、 日本においてもケーブルテレビ事業者や技術協会の会員のなかに同様な組織の 必要性を感じる人たちがいた。

日本では、米国のラボに該当する役割を個々のメーカーが果たしており、端末 技術に関して、ケーブルテレビ事業者はメーカーに依存しているケースが多かっ た。事業者には伝送路の設計や敷設、保守に関する技術者は多くいたものの、デ ジタル端末の技術的知識を有する人は限られていた。ケーブルテレビ専業メーカ ーにおいても、アナログ技術者はいるがデジタル技術者は一部メーカーにしかい ないというケーブルテレビ事業者と似たような状況であった。

当時このような状況で、2000 (平成12) 年末に始まるBS デジタル放送に対応し た受信機は、直接受信を中心に開発が進んでおり、ケーブルテレビ業界ではBS デジタル放送の開始時期にケーブルテレビ用STBの生産が間に合わないのでは ないかという不安が、業界全体に広がった。ようやく獲得した加入者を、直接受 信に奪われてしまうのではないかという危機感から、事業者のニーズにあったBS デジタル放送対応STBの早期標準化を実現するため、ラボ設立の必要性とその 認識が高まっていったのである。

また、アナログホームターミナルを生産していたメーカーからもSTBの開発には高 額な投資が必要なため、単独での仕様が事業者から受け入れられない場合のリス クを考えると、何とか業界で統一した仕様ができないものかという願いもあった。

2000 (平成12) 年1月12日に虎ノ門パストラルで開催されたケーブルテレビ関連 3団体の賀詞交歓会終了後、緊急課題として「ケーブルラボ」について、郵政省有 線放送課の吉崎課長および上原企画官からその必要性について説明があり、意 見交換が行われた。その後、1月26日の連盟総務委員会で再度検討し、同日開 催の常任理事会において郵政省から説明を受け、討議を深めることとなった。そ の結果、ケーブルテレビに関わる機器の標準化とその検証が主たる目的であるケ ーブルラボの設立と2000年12月から始まるBSデジタル放送に関わるケーブルテ レビCASセンターの設立を検討することを目的に「ケーブルラボ対策特別委員会」 の設置が決まり、座長に㈱中海テレビ放送社長の秦野一憲氏が指名された。こ の動きに呼応し、2月7日に他日本CATV技術協会に「ケーブルラボ、CAS設立 支援グループ | が設置され、座長に㈱関電工特別顧問の加藤利雄氏が就任、連 盟と技術協会が協働し、ラボ加入意向調査や構想案・規約案などの作成にあた った。伝送路を利用した具体的な実験も考え、㈱東急ケーブルテレビジョン本社 に近い、たまプラーザの駅近くに、ラボを設置する方向で開設準備が始まった。

- E (s#3)#/\$ (B/B (E/4/) * B A * B E

(社)日本ケーブルテレビ連盟 ケーブルラボ対策特別委員会名簿(2000年1月26日) (社)日本CATV技術協会 ケーブルラボ・キャス設立支援グループ名簿(2000年2月7日)

,,_,,					
座 :	長	秦野一	-憲*	中国支部長・常任理事	
				(㈱)中海テレビ放送代表取締役社長)	
副座	長	角田兼	久	専務理事・デジタル化特別委員会座長	
				(マイ・テレビ㈱代表取締役専務)	
"		中岡一	-男*	東海支部長・常任理事	
				(ひまわりネットワーク(株)代表取締役社長)	
委	員	寺井崩	章		
"		高崎	譲	近畿支部長・常任理事	
				(株)チャンネルウェーブあまがさき代表取締役社長)	
"		秋山	進*	技術委員会委員長・常任理事	
				(㈱南東京ケーブルテレビ代表取締役専務)	
〃 小松秀重		重	理事		
			(エルシーブイ(株)常務取締役)		
″ 塩冶憲司		司	デジタル化特別委員会委員		
			(㈱シー・ティー・ワイ取締役技術部長)		
〃 河村 浩* 法制度問		浩*	法制度問題特別委員会委員		
			(㈱東急ケーブルテレビジョン取締役総務部長)		
〃 東郷寛路 デ		路	デジタル化/法制度問題特別委員会委員		
				(東京ケーブルネットワーク㈱業務部長)	

	座 長	加藤利雄*	規格・標準化委員会委員長		
			(㈱関電工特別顧問)		
	副座長 仁尾浩一		同委員会デジタルケーブルテレビWG主査		
			(㈱東芝小向工場工場長付)		
	"	箱石千代彦'	[*] (社)日本CATV技術協会副理事長		
	委 員	小林常高	(社)日本CATV技術協会専務理事		
	"	松本 檀	規格・標準化委員会ケーブルモデムWG主査兼ITU対応SG主査		
			(NECケーブルメディア(株)ネットワークスネットワーク事業部ビデオシステム開発部)		
)	"	石黒 公*	同委員会WG4対応SG主査		
			()財東京ケーブルビジョン理事長)		
	〃 原田守夫*		同委員会多重化SWG II 主任		
			(日本通信機株)情報メディア推進部取締役主管部長)		
	"	野田 勉	同委員会CASTB SWG主任		
			(株)日立製作所デジタルメディア開発本部第一部主任技師)		
	"	大沢勝朗	(NECケーブルメディア(株)技術本部長)		
	〃 中丸則兼		(パイオニア㈱BSC C&Sシステム事業部デジタルプロジェクト技術担当)		
)	"	河西敏弘	(㈱日立製作所システム事業部副技師長)		
	"	杉本明久	(松下電器産業㈱公共システム営業本部ケーブルネットワークSIセンター)		
	"	北川和雄	(㈱東芝デジタルメディア社コンピュータ&ネットワーク商品企画部主幹)		

*ケーブルラボ設立準備会メンバー

* ケーブルラボ設立準備会メンバー

2000年6月13日の第20回通常総会において、連盟のなかに「日本ケーブルラ ボ |を位置づける設立構想と規約案が承認され、翌6月14日に第1回運営委員会 を開催し、正式にスタートした。6月14日設立時におけるラボの会員は、ケーブル テレビ事業者265社、関連事業者44社の計309社であった。

日本ケーブルラボはその後、2000年7月7日、横浜市青葉区に事務所を開設、

7月17日には日本ケーブルラボ運営説明会を開催、11月8日には早くも「BSデジタ ル放送トランスモジュレーション運用仕様 |を策定して発表するなど、精力的な活 動を開始した。その後も次々とラボ運用仕様を発表し、2003年12月には「Digital Revolution CATV EXPO を開催。ラボ運用仕様対応機器を一堂に会して 公開、その成果を示した。

雷線類地中化

線による供給が技術的に困難な個所について各事業 者が独自に実施していたが、1985年4月、関係省庁 と電線管理者等からなる「キャブシステム研究委員 会」が組織され、地中化実施範囲や地中化方式の考 え方が取りまとめられたため、これに基づいて計画的 な地中化が開始された。

この電線類の地中化(無電柱化)は、安全で快適な 通行空間の確保、都市景観の向上、住民の眺望上や、 税)などの負担軽減措置が講じられたが、連盟では会 都市災害の防止等の観点から、道路管理者や自治体 等の関係各方面からその推進を強く要望され、第1 期計画に続いて第2期、第3期、さらには新電線類地 中化、無電柱化推進計画として継続して実施されて きている。

実施対象地域も都市の顔といえる中心部から、順 次小規模商業・住宅地区へ、幹線道路沿線から一般 生活道路へ、線の整備から面の整備へと進展してき た。また電線類の地中化工事方式も、電線管理者の 幹事会 において、粘り強く要望を重ねてきた。 負担軽減を図る観点から「電線共同溝の整備等に関 する特別措置法(1995年2月23日) | が制定されたの を契機として、初期のキャブシステムや単独地中化 方式主体から電線共同溝方式主体となり、さらに街 路灯柱を使用した無雷柱化方式も採用されるように 曹軽減に向かって技術協会や関係省庁、東京都など なってきた。

一方、電線管理者の観点からは、地中化対応設備

の建設には多大の投資が必要であること、その投資 1985(昭和60)年以前、電線類の地中化は、架空が顧客増に結びつかないこともあるため、電線管理 者の負担軽減措置については道路管理者、電線管理 者、地元自治体が三位一体となって協議が進められ た。なかでもケーブルテレビ事業者にとっては、施設 が比較的新しく減価償却残が多額で損金処理を要し、 新規地下埋工事で多額の費用負担を伴うため、負担 軽減が大きい課題となっていた。

> その後、特別償却(国税)、固定資産税特例(地方 員各社の一層の負担軽減をはかるため、地中化問題 に関する専門の担当部会(WG・アドホック)を設置し て実例をもって対外折衡を行い、ケーブルテレビ事 業の社会的認知の向上に努めた。特に、無電柱化推 進計画策定にあたっては、地中化・共架部会等にお ける数度にわたる実態調査結果をふまえ、費用負担 の軽減と算定方法の簡素化、無電柱化工法の改善等 について「電線類地中化推進検討会議 | および「同

その結果、2004年4月14日に連盟の要望が大幅に 取り入れられた新費用負担ルールが「電線類地中化 推進検討会議」で決定された。

連盟では、今後さらに無電柱化工法の改善・工事 との密接な連携のもと、研究・検討を進めていくこ (篠﨑 護) ととしている。

(表) 電線類地中化計画の推移と連盟の対応

計画の名称	計画規模	計画規模 連盟の対応			
(期間)	(km)	担当委員会等	成果		
第1期地中化 ('86~90)	1,000				
第2期地中化 ('91~94)	1,000		・地中化推進検討会議への連盟の 参加を要請		
第3期地中化(′95~98)	1,400		5/H C X III		
新電線類地中化 ('99~03)	2,100	事業環境対応特別委 ('99~'00) 地中化問題 WG ('01) 地中化問題 AD ('02)	・地中化推進検討会議参加実現・「地中化」基礎資料作成・費用負担の実態調査実施・地中化工法書作成		
無電柱化推進 ('04~08)	[3,000]	地中化・共架部会 ('03~'04)	・費用負担定額制・低減化実現 ・手引書作成		

■日本ケーブルテレビ厚生年金基金への加入

1995 (平成7)年から厚生年金基金設立プロジェクトを進め、社員の将来における待遇改善を考え連盟独自に厚生年金基金の設立を目指していた。それには3,000名以上の参加がないと許可されないとの指導があったため、支部長を中心に全国各地で年金基金への加入募集が行われた。しかし、大手事業者のなかには親会社の基金に既に加入済みのケースが多く、目標数字達成目前で「連盟単独での設立」からケーブルテレビ業界の将来を大局的に判断して、「既に技術協会を母体に設立されている『日本ケーブルテレビ厚生年金基金』を業界横断的な唯一の基金と位置づけて参画する」よう方針を変更した。連盟が共同母体として参画することにより、あるいは連盟単独で設立する場合に比べ、人数規模の面からもより基盤の安定した基金となる。これにより、長年の懸案であったケーブルテレビ会社の社員の、厚生年金基金への加入が実現した。連盟の参加は2000年7月19日のことである。

■C-CAS協議会から有限責任中間法人設立へ

デジタル放送を行うためには、CASの導入に関するさまざまな課題を解決しなければならない。特にその運用については、将来的なケーブルテレビ業界独自の活用方法も視野に入れた慎重な検討が必要であった。

CASの基本的な機能などの学習は、当時連盟の技術委員会で検討されていた。すでに、BSデジタル放送ではB-CASの採用が決まっており、ケーブルテレビ事業者が独自のCASを持つのが良いのか、先行しているB-CASを利用する方が良いのか、B-CAS社への出資とCASの利用方法を含めて検討したが、事業者がB-CASを利用するために負担しなければならないと推測されるコストと、利用できる機能のコストパフォーマンスが悪いとの判断により、ケーブルテレビ業界としては独自のCASを採用することになった。この結論によって、BSデジタルや地上放送事業者のB-CASと、ケーブルテレビ事業者のC-CASを使う2形態という現在の姿となった。

その後、2000 (平成12) 年12月から始まるBSデジタル放送を受信するめためのC-CASカードの具体的な運用について、事業者の有志によりB-CAS社との交

ケーブルCAS協議会役員名簿	(2000年10月2日)
ソーノルUA3 励哉 云12 貝 17 浮	(2000 4 10 H 2 D)

会 長	中岡一男 ひまわりネ	ットワーク(株)	代表取締役社長
幹事会社	(社)日本ケーブルテレビ連盟	(寺井崴章)	(理事長)
	ひまわりネットワーク(株)	(中岡一男)	(代表取締役社長)
	(株)東急ケーブルテレビジョン	(齋藤明彦)	(専務取締役)
	(株)ジュピターテレコム	(石橋庸敏)	(代表取締役会長)
	東京ケーブルネットワーク(株)	(淀 敬)	(代表取締役副社長)
	㈱南東京ケーブルテレビ	(秋山 進)	(代表取締役専務)
	エルシーブイ(株)	(小松秀重)	(常務取締役)
	東京電力(株)	(築山宗之)	(取締役情報通信担当)
	(株)シー・ティー・ワイ	(森 紀元)	(代表取締役社長)
監 事	秦野一憲(株)中海テレ	ビ放送	代表取締役社長
	髙橋伸隆 横浜ケーブ	ルビジョン(株)	代表取締役社長
	佐藤英生 大分ケーブ	ルテレビ放送(株)	専務取締役

渉が始まった。交渉の基本となる連盟の見解は、B-CASカードはBSデジタル放送事業者の視聴制御のために必要な機能であり、ケーブルテレビ事業者の利益を生むものではないので、費用は受益者が負担するべきであるとの認識であった。コストを発生させないためには、B-CASカードをSTBに同梱して配付し、直接受信のSTBと同様の運用をして、コスト負担をしない方法にするか、コスト負担をしても、カードを自らの業界で管理して配付するのか議論された。

その結果、放送のデジタル化に伴うCASに関して調査、研究、企画提案を行うとともに、関係先との交渉を含め、ケーブルテレビ事業者の独自性および優位性の確保ならびにサービスの高度化を目指して活動することを目的にケーブルCAS協議会が2000年10月2日に設立され、日本ケーブルラボ内に事務所が併設された。

ケーブルCAS協議会はその後、B-CASカードの管理・配付業務を行ってきたが、2002年4月24日の臨時総会において、同協議会を「有限責任中間法人」とすることを決議、連盟は同年6月11日の第22回通常総会でこれを承認、同10月1日に有限責任中間法人「日本ケーブルキャスセンター」(JCCC)の設立登記を完了して法人格を取得、今日に至っている。

10. 不祥事を契機に連盟改革の時代へ

■不祥事発覚と新体制の発足

日本ケーブルラボの発足、ケーブルCAS協議会の設立といったケーブル業界にとっては画期的な年ともいえる2000 (平成12)年はまた、連盟始まって以来の不祥事が発覚した年でもあった。後に、「M事件」と呼ばれる、事務局長による横領事件である。事件が発覚した2000年5月26日理事会直後の同月30日、連盟は松田久夫常務理事・事務局長を懲戒免職処分とした。

この年の第20回通常総会では、前項のケーブルラボの設立が決議されたが、新年度予算は9月までの暫定予算となり、新年度事業計画も骨子のみの異例のものとなった。そして、総会に先立っては、連盟創立20周年記念講演が開催され、海老澤勝二NHK会長と氏家齊一郎日本民間放送連盟会長の両氏のご厚意による講演が行われた。

連盟理事会は7月、不祥事件後の善後策を特別対策委員会に諮問し、9月14日に答申書が理事長に提出された。

この答申を受け連盟は2000年12月15日に臨時総会を開催、不祥事件の責任をとるかたちで寺井巌章理事長と角田兼久専務理事が退任、清水卓氏(株)ジュピターテレコム顧問)を専務理事(理事長代行)に選任した。

混乱するなか、2001年6月19日に開催された第21回通常総会では、前年の臨時総会での議決を受けた小委員会答申による第3次中長期計画組織運営基本計画が承認され、これに基づいて唐澤俊二郎氏(元・郵政大臣)を理事長に選任、常務理事・常任理事制を廃止するとともに、理事定員枠を25名以内とするほか、理事枠10名を業界外から選任することとした。また、これまで事務局長に集中していた権限を専務理事の常勤化により業務の分散化を図り職務分掌を改正した。

こうして、唐澤理事長、清水理事長代行・専務理事、水島理事・事務局長を中



第21回通常総会で理事長に選任された唐澤俊二郎氏(右)と清水卓理事長代行・専務理事「2001年6月19日]

心とする新体制ができあがった。

「M事件 | に関しては、2002 (平成14) 年9月に、東京地方検察庁検事から現実 的解決として、隠し財産は見あたらないので分割弁済による被害求償の勧めが あった。連盟理事会は支部での意見集約を支部長会議に求めるなど、会員の意 向を集約するとともに、顧問弁護士からの意見書等を総合的に判断し、同年12 月18日に臨時総会を開催、①示談やむなし、②債権回収の継続促進、③責任は 事件発生当時の理事会決議を承認、④他団体との債権債務は理事会一任で折衝 との方針を決議した。

こうしてスタートした新体制のもとに、連盟の新しい事業として河口湖セミナー から始まったケーブル事業経営者の年1回の宿泊勉強会(トップセミナー)や、企 画委員会の設置、業界の次世代を担う若手社員の勉強会であるNext Generation Forum (NGF)の開始など、その積極的な活動は現在も継続している。

■競争政策の推進

21世紀にはいり、政府は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略 本部)を2001 (平成13)年1月に設置してわが国のIT化促進施策を推し進め、「e-Japan戦略」を策定した。これによれば2005年までにわが国が世界一のIT国家 となるために、高速インターネット環境を3.000万世帯に、また超高速環境を1.000 万世帯に提供するとの具体的目標を設定した。

その後、利用可能環境整備の目標が達成され制度化基盤整備も進んできたと

共架料金の値下げ交渉

電力柱の共架料ならびに通信柱の添架料の是正は、の硬い態度を崩すことができなかった。 連盟発足時からの課題だった。1981(昭和56)年6月 事業連合会と折衝することとした。政策推進委員会が これを担当し、1991年には全国電柱共架実態調査を 実施、翌年に全国10電力会社、電事連、通産大臣宛 てに減額要望書を提出した。その後、1990年代末に は政策委員会、事業環境対応特別委員会等が実態を 把握するとともに是正方策の検討を継続した。

放送社)と各電力およびNTTとの間で共架正常化交渉 が妥結したとの報道を受け、まず動いたのは四国支部 だった。同年8月に文書で、四国電力およびNTT西日 本に対し、有線ブロードとの共架正常化の内容につい て質問状を発送するとともに、共架料金を有線ブロー

ドと同等とするよう要望したが、このときは電柱所有者

ところが、折しも北海道電力が2001年度から値下げ の第1回通常総会では、専門部会を編成して(社)電気 するという情報が当該支部から入った。支部長会議の 命を受けて、企画委員会の「共架問題WG」は9月、電 事連と折衝、11月には全国の支部単位に電力会社へ 要望を行う全国統一行動を推進した。

この連盟の全国統一行動と並行してケーブルテレビ 経営者研究会は中央での要望活動を展開し、これらが 相俟って次々に各電力の値下げが実現した。東電の改 2000年春、有線ブロードネットワークス(旧大阪有線 定方針の第一報は、2001年10月3日、河口湖で開催 中の連盟・ラボ共催 「トップセミナー」 会場への経営者 研究会ルートからの内報であり、WG座長と経営研幹 部から速報された。最後の難関は東西NTTであった が、経営研の力強い後押しもあって、ついに2002年7 月からの値下げが実現した。 (篠﨑 護)

	改定(A)	従来(B)	低減額(B-A)	低減率(A/B)
10電力会社	単純平均1,146円 (900~1,400円)	単純平均1,678円 (1,500~1,900円)	単純平均532円 (325~800円)	単純平均68% (53~80%)
NTT東西	1,200円	1,600円	400円	75%

ころから、IT本部ではIT利活用の拡大への戦略を進化させ、2003年7月、「e-Japan戦略Ⅱ」を策定した。また、同年8月、政府の重点施策の全容を「e-Japan 重点計画-2003」として策定、2004年2月には「e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージ」 を策定している。さらに最近ではユビキタス・ユニバーサルな利用環境を整備す る「u-Japan」政策が総務省により推進されている。

これに係る具体的施策に電気通信事業法の改正があり、改正法は2004年4月 に施行された。第一種・第二種の事業区分が廃止されるなど電気通信事業への 参入が容易となることと、利用者への自主的責任を明確にしていることが特徴で ある。この改正法により、ケーブルテレビ事業者が公益事業認定を受けることが 可能となり、道路占用等の面で従来他の事業者と差別的に扱われてきた問題の 解消に弾みがつくと思われる。

ケーブルテレビ事業に直結する施策としては、電気通信役務利用放送法の施 行が特段の重みを持つ。同法における電気通信役務は衛星および有線によるも のであり、ケーブルテレビ事業者にとって重大な関心は、有線テレビジョン放送法 とは異なる事業概念で有線テレビ事業を可能とすることである。

同法は1999年から行われた郵政省放送行政局長の諮問機関「ケーブルテレビ の高度化に向けた検討会」の報告書で、ハード・ソフトの分離の考えが議論され たことに端を発し、その後法案化が進められる段階で連盟や各支部での説明会 が度々開催され、事業者から意見具申が行われてきたものである。同法は2001 年6月29日に成立し2002年1月28日に施行された。

■放送のデジタル化の進展

わが国における放送のデジタル化は、1996 (平成8) 年10月のCS放送プラット フォーム、パーフェクTV 等に始まり、2000年12月にBS デジタル放送、さらに東経 110度CS放送が2002年に開始されてきた。

放送のデジタル化の本命といわれる地上デジタル放送は2003年12月に東名阪 の3大広域圏で開始された。2006年には全国の県庁所在地から全国的に展開さ れ、2011年7月24日にはアナログ放送が終了するはこびとなっている。

ケーブルテレビ事業者は地上デジタル放送をいち早く加入者に提供することを ビジネスチャンスとみて、デジタル多チャンネル化、フルデジタル化を推進している が、事業者単位で対応するケースと、近隣の事業者や資本系列による連携を強 化して共同事業化するケースがみられる。

連盟では、地上デジタル放送関連委員会を中心に問題点の解決策を練って関 係方面に働きかけ、ケーブルラボではヘッドエンドからSTBに至る標準仕様を整 え、すべてのデジタル放送に係る仕様「総合デジタルCATV システム運用仕様 | を完成させている。

一方、デジタルCATV実験協議会(DCJK)は、1998年12月に設立され地上デ ジタル放送をケーブルテレビで伝送する実験を東海地方を中心に実施し、フィー ルド伝送実験、OFDM信号伝送実証実験、光ケーブルによる長距離伝送実験や、 デジタル放送技術者の育成にも大きな成果をあげた。同協議会は2003年12月9 日の総会でその成果を報告し2004年3月に解散した。

このような活動成果により、2003年12月からの3大広域圏におけるケーブルテ

レビによる地上デジタル放送開始時点での視聴可能世帯数は700万強となった。 この数字は同年7月に公表された地上デジタル放送推進全国会議の第4次行動 計画の予定数値200万世帯を大きく上回るものであり、その後も順調に視聴可能 世帯数を伸ばしている。

ケーブルテレビにおける放送のデジタル化の推進には、HITS (Headend-in-the-Sky) サービスの登場も大きく寄与している。すなわちi-HITSとJC-HITSの2社である。i-HITSは2002年5月から、JC-HITSは2004年2月からそれぞれCSデジタル多チャンネル放送の配信を開始し、ともに全国のケーブルテレビ事業者のデジタル化に貢献している。

■広帯域化、広域化、事業者連携

放送のデジタル化に伴い、一層拡大する多チャンネル化とHDTV化ニーズに 対応する必要性が高まっている。また、競争が激化する通信サービスの需要を満 たすため、帯域の確保も重要な課題となっている。さらに放送メディアと通信メ ディアとしての役割に加え、地域情報メディアとしての機能が求められ、広帯域化 と広域化が次なる課題となってきた。

〈広帯域化〉

1980年代から90年代にかけて、都市型ケーブルテレビの標準帯域であった450MHzは、2001 (平成13)年5月の電気通信審議会答申「ケーブルテレビの高度化の方策およびこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿」、これを受け継いだ2001年「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会」報告によって、750~770MHzを基本帯域としてHFC化、光化を2010年までに達成することが目標とされるにいたり、広帯域化は政策課題としても重要になっている。

このような状況を背景にして、ケーブルテレビ事業の広帯域化は着実に進められているが、広帯域化はデジタル化を織り込んで進めなければならないため、投資額が膨らまざるを得ない。これを支援するため、政府による補助、税制および融資等の措置が満じられてきた。

〈広域化、事業者連携〉

一方、施設・サービス・機能の高度化へのニーズと事業者認識の高まりは、事業の広域化と連動していく。近隣関係または資本系列を背景とした連携やエリア拡張、合併による統合やMSO化あるいは共同事業化が盛んに行われている。

近隣関係での連携では、中部地区での中部ケーブルネットワーク㈱(春日井小牧コミュニケーションテレビ+東名ケーブルテレビ+シーテック CCNet 事業部、2001年12月)、関西地区での㈱ベイ・コミュニケーションズ(シテイウェーブおおさか+阪神シティケーブル、2004年10月)、ケーブルウエスト(㈱ (関西ケーブルネット+大阪セントラルケーブルネットワーク、2004年12月) などの大型合併をはじめ全国各地域で発生している。

エリア拡張では、近隣地域へ延伸する動きが全国的に繰り広げられている。三重県や富山県では県内の全ての市町村にケーブルテレビが存在する。奈良県では近鉄ケーブルネットワーク㈱が全県化を目途に、こまどりケーブル㈱を設立し山間部22町村での事業化に着手している。また、電子自治体や地域のIT化を目指す動きと連動し、新世代補助等の国の支援策を巻き込んだり"平成の大合併"ともい

われる全国的な市町村合併推進施策を反映した動きが活発になっている。

共同事業化では、デジタル放送対応を契機に放送・通信の広域サービスの 事業利点を最大化する方向で進められている。以下に代表的な共同事業を列 記する。

- ・㈱東海デジタルネットワークセンター(TDNC): 2000年7月設立。愛知・三重・ 岐阜・静岡4県20事業者、放送・通信サービス。
- ・日本デジタル配信(株) (JDS): 2000年12月設立。首都圏の私鉄各社・放送事業者・東京電力等。番組配信センターも併設し放送・通信の総合サービス。首都圏のケーブルテレビ20数局に配信。
- ・銀河ネットワーク(株): 2001年6月設立。岩手県9局・東北地区20局と東北電力 系コアネット東北による地域マルチメディアネットワーク研究会が母体、放送・通 信の総合サービス、県民ブロードバンドの安価な提供。
- ・㈱東京デジタルネットワーク(TDN): 2002年12月設立。都内東部・埼玉県・千葉県12社、共同デジタルヘッドエンド、光回線ループによる相互接続を同年11月完了、放送・通信の総合サービス、番組・機材の共同購入。
- ・大分県デジタルネットワークセンター(DNC): 2003年12月設立。大分県の15社。 デジタル共同ヘッドエンドの構築、自主制作番組の交換、インターネットバックボーンの共同利用、区域外再送信、技術者の育成、サポート業務等。
- ・東四国CATV光連係ネットワーク:2004年1月運用開始。新居浜・高松・徳島 209kmを情報BOX等の光回線で9局を結ぶ、自主制作番組・広域広告・地上デ ジタル放送の共同配信等。
- ・長野県中南信デジタルネットワーク協議会:2004年4月設立。22社による長野県中南情報ネットワーク検討会のうち7社、各社所有の光ファイバー網を接続、自主番組相互配信から始めフルデジタル化を検討。
- ・㈱佐賀デジタルネットワーク(SDN): 2004年4月設立。佐賀県CATV協議会会 員のうち15事業者、情報BOX等の光ネットワークで放送・通信の総合サービス。

MSOに関しては、90年代半ばの規制緩和により推進され、ケーブルテレビ事業の急速な伸張に貢献している。

一番手は、1995年1月設立の㈱ジュピターテレコムと㈱タイタス・コミュニケーションズである。両者ともに国内大手商事会社と米国MSOの一番手、二番手が手を組んだもので、設立時の株主はジュピターが住友商事、TCI、タイタスが伊藤忠商事、東芝、タイムワーナー、US WESTである。両者は多チャンネルテレビの積極営業を図り、またHFCネットワークによる高速データ通信、固定電話のプライマリーサービスを先導的に手がけた。また、ブランド戦略やコールセンター充実など革新的マーケティング手法を導入して、他事業者に好影響を与えた。ジュピターはインターネット向けコンテンツ配信サービスプロバイダー(CDSP)を行う@ホームジャパン(㈱を1999年に設立した。両者ともに米国のパートナー事情等により主要株主の移動があり、結果的に2000年9月、両者が株式交換により合併し、ジュピターが存続会社になった。㈱ジュピターテレコムは、J-COMBroadbandのブランドでトリプルサービスを提供し、サービスエリアは札幌、関東、近畿、九州北部で2005年3月末には傘下19社32局の総加入世帯数を192万世帯としている。

また2005年3月23日にジャスダックに上場し、ブランド名をJ: COMとした。同社の上場は、スターキャット・ケーブルネットワーク(株)の2002年2月13日のジャスダック上場に次ぎケーブルテレビ事業者で2番目。

ジャパンケーブルネット(株) (JCN) は、2001年3月に富士通・セコム・東京電力・丸紅を主要株主として設立、4社がそれぞれ出資するCATV局、株)大田ケーブルネットワーク、武蔵野三鷹ケーブルテレビ株等8局をグループ化し、経営面、技術面からサポートして放送とインターネットサービスの提供を開始した。その後株)タウンテレビ習志野、八王子テレメディア(株)等5局を追加してグループ局を13社とし、対象世帯数193万世帯、総加入世帯数49万世帯に拡大した。また、自社の光ネットワークを利用するデジタル配信やインターネット接続など、他の事業者やグループ事業体との連携を活発に行って、44社にまでサービスを拡大している。

また、1997年トーメンによって設立された㈱トーメンメディアコムは、2000年にオリンパス・キャピタルからの出資を受け、本格的なMSO事業に参入。その後、社名を㈱メディアッティ・コミュニケーションズに改称し、さらに2004年にはリバティーメディアからも出資を受けて、既存の㈱シティーケーブルネット、㈱シティーテレコムかながわに加えて、2004年7月江戸川ケーブルテレビ㈱、2004年12月㈱東上ケーブルテレビを買収。先行するMSOを急追している。

関西ケーブルネット(株)は、松下電器が筆頭株主の事業所、関西地区6社を傘下に持ち、2000年10月に設立され、協業、連携、効率化の推進による事業基盤の確立と、財務の安定による投資を企図した。エリア10市1町91万世帯で、加入世帯は放送21万、インターネット8万を持ち、2003年7月にはIP電話を開始した。また、近畿地区の地上デジタル放送開始にあたって先導的役割を担った。2004年12月には、松下電器系の大阪セントラルケーブルネットワーク(株)と合併しケーブルウエスト(株)になっている。

11. 「業界ビジョンと戦略について」の策定作業

情報通信事業分野の競争激化に伴い、大競争時代の到来が予測されるなか、日本ケーブルテレビ連盟内では、ケーブルテレビ事業者が生き残るために事業者自らが自らの手で、自身の競争戦略に視点を置いた将来ビジョンを描くことが不可欠との認識が生まれた。きっかけは、2001 (平成13)年からの運営問題調査会、2002年からの運営問題委員会での問題提起である。この流れを企画委員会が取り上げ、「業界ビジョンと戦略について」の策定に向け連盟と業界が一丸となって作業を開始することとなった。

この作業はほぼ2年間にわたり行われ、大きくは以下のような二つのステップに 分けて進められた。

■第1ステップの活動

第1ステップは、企画委員長 (専務理事) の呼びかけにより、2002 (平成14) 年8 月8日オール企画委員による全体討議から始まった。その進め方は、事前に各委員からの提案が求められ、その結果、「事業環境分析→SWOT (Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunity (機会)、Threat (脅威)〕分析→コアコンピタン



企画委員会全体討議に参加したメンバー

スの抽出→戦略立案→ビジネスモデル抽出」という手順で討議が進められた。参加メンバーの各企画委員は、これまでの1年間にわたる各企画委員会活動を通じ、全員がこれからの業界に対する危機感をほぼ共有できていたこともあり、スタートを切った事業環境分析とSWOT分析については大変な激論となった。議論が白熱し、半日では消化しきれず、翌9月10、11日の2日にわたる合宿により討議が継続された。

この延べ3日間にわたる討議のなかで、大都市と地方とでは競争環境に差があることと、ケーブルテレビ事業者の競争相手に対する強みと弱みの差が大きく異なることが改めて確認された。

そしてこの成果をベースとして、第1ステップの活動をより集中的かつ効率的に行うため選抜された10名の企画委員と連盟事務局4名およびコンサルタント1名からなる幹事会プロジェクトチームが結成され、より具体化する作業が推進された。

作業がまだ完結されていない段階であったが、中間報告という形でそれまでの成果をまとめ、2003年7月10、11日の2日間にわたって開催されたJCTAトップセミナーの場で発表した。

■第2ステップの活動

第1ステップの活動を受け、2003 (平成15) 年8月から幹部会は「業界ビジョン策定ワーキンググループ (WG)」と名を改め、活動は第2ステップに入った。この業界ビジョン策定WGは、業界ビジョンの完成に向けて2003年8月から2004年4月までの8回にわたり意欲的に開催され、随時要所要所で理事会の承認を取りつつ推進された。

作業内容としては、戦略の再構築、ビジネスモデルの深掘り、広域連携の実態調査と評価、連盟の在り方の確認等の作業を行い、2004年4月末までに報告書と要約版としてのパワーポイント資料を完成させた。その成果を各支部との調整を図りつつ、2004年5月13日から6月11日にかけてメンバーが分担し、各支部への説明会を順次精力的に開催した。

最終的には、6月16日の第24回通常総会で総括報告を行い、連盟指導の下で業界が力を合わせ、実行段階に駒を進めることが確認された。さらに会員への理解を深めるべく、翌7月15、16日の2日にわたって開催されたJCTA経営トップセミナーの場でメインテーマとして報告され、参加者をグループ分けした討議が行われた。

■業界ビジョンの実現に向けて

2004 (平成16) 年8月26日に開催された平成16年度第3回企画委員会の場で、 業界ビジョンの実現を推進する「オールケーブルネットワーク推進委員会」(略称 ACNEP)が立ち上がった。

この委員会の進め方については、次の方針が示された。

すなわち、①当面は広域連携メリットの期待される地域や事業化の見込める地域からスタートし、広域連携推進の核を構築する、②すでに広域体制が整備され、広域事業者間の接続により、CATVのネットワーク化が可能な「東名阪」連携

を先行する、③東名阪の広域事業者間を接続し、併せて東名阪の単体局等との接続を推進する、④東名阪以外にも広域連携への理解・促進を各支部等へ、漸次働きかける、⑤東名阪広域連携の具体的事業化目標を設定する、という5項目である。

J:COM:(株)ジュピターテレコム

JCN:ジャパンケーブルネット(株)

JDS:日本デジタル配信(株)

TDNC:㈱東海デジタルネットワー

クセンター

KCAN: 関西ケーブルネット(株)

以上の方針に基づき、10月8日、第1回オールケーブルネットワーク推進委員会が開催された。メンバーは連盟12支部代表のほかに、東名阪広域連携を推進する当事者として、J: COM、JCN、JDS、TDNC、KCAN五つの広域事業者と東名阪単体局6事業者の代表が招集された。

この会議では、今後の方針や具体的な進め方について協議され、今後は「東名阪広域連携推進WG」「調査研究WG」、そして「渉外・広報WG」の三つのワーキンググループ活動に分けて具体的な検討を開始する運びとなった。

12. 連盟活動の改革刷新

■第22回総会から第24回総会まで

2002 (平成14) 年6月11日に開催された第22回通常総会では、組織および活動方針は基本的に前年度を引き継ぎ行うこととした。ラボについては2000年6月設立時に3年後に存続を見直すとされているため、この総会で存続が承認され、ケーブルCASセンターの中間法人化構想もあわせて承認された。

委員会は、連盟の組織運営に関する課題を検討する運営委員会を新設、事業課題を担う企画委員会との2本立てとすることになった。運営委員会では、連盟の組織や運営問題全般を扱ったが、途中からケーブルテレビ番組供給者協議会解散後の受け入れや番組供給事業者との実務上の諸問題を協議する懇談会および電気通信役務利用放送事業者の会員としての扱い問題や青年組織対応等が加わった。

企画委員会では、通信事業・VoIP事業化・セキュリティ問題等を担務する専門委員会を加え、対外折衝課題担当のアドホック、緊急課題担当のWG、中長期課題担当の調査会など24の委員会が編成された。また、ケーブルテレビ事業者が自ら事業の進路を見定め業界としての取り組みを検討するため、2002年8月から企画委員会のメンバーによるビジョン策定に向けた活動が開始された。

続く2003年6月16日の第23回通常総会では、2年前に着手した連盟の改革刷新は道半ばであるとの認識の基に、今後2カ年間の組織運営基本計画を定めた。この計画により業界内外理事比率を是正するために理事数を25名以上30名以内とすること、およびケーブルテレビ番組供給者協議会の解散に伴い、番組供給事業者を連盟の正会員として受け入れることに伴って定款の一部変更を承認した。

ケーブルテレビ番組供給者協議会の受け入れにあたっては、①同協議会活動のうちケーブルテレビ振興に関する事業を継承、②会員の受け入れ、③理事枠の1名から3名への増員と委員会活動の場の新設(番供等事業者部会)、④残余財産の継承、などを決めた。

役員改選では、唐澤理事長、清水理事長代行・専務理事、水島理事・事務局 長を再任、新たに茅野徹男技師長を理事に選任、水島氏と茅野氏を常務理事と した。また番組供給事業者の代表として、植村伴次郎(㈱東北新社社長)、竹岡 哲朗(㈱ジュピタープログラミング社長)、新山迪雄(㈱電通常務執行役員)の3氏を理事に選任した。他に、薄井充裕氏(日本政策投資銀行情報通信部長)、立花宏氏(他日本経済団体連合会常務理事)、比留川実氏(他電気通信事業者協会専務理事)を選任するなど理事総数を26名とした。さらに、日本ケーブルラボの運営委員長には石橋庸敏氏(㈱ジュピターテレコム特別顧問)の就任が承認された。なお、ラボはこの年6月9日に品川区西五反田のTOCビル8階に移転した。

また、有限責任中間法人日本ケーブルキャスセンター(JCCC)は5月27日の定時社員総会で伊原光孝氏(イッツ・コミュニケーションズ㈱社長)を理事長に、松村宏剛氏(前・北ケーブルネットワーク㈱常務)を常務理事・事務局長に選任した。2004年6月16日の第24回通常総会では、支部長会議を中心に2005年を起点とする中長期計画の策定、2005年のケーブルテレビ誕生50周年・連盟社団法人化25周年にあわせた記念事業の計画、連盟独自の表彰制度の創設計画、業界ビジョン案の実現に向けた具体的検討の実施、ラボから石橋運営委員長と原田守夫副所長を迎えて理事総数を28名とするなどを承認、最後に「業界ビジョン案」の最終報告が行われた。

13. 諸問題およびその解決、そして次なる半世紀への出発

■著作権問題と違法チューナーへの対応

連盟およびケーブルテレビ事業者が直面している緊急課題として、ケーブルテレビに関する著作権問題と、違法チューナー対策がある。

ケーブルテレビの著作権処理には、地上放送・衛星放送(BS)の再送信に関わる権利者5団体(日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本音楽著作権協会、日本文芸家協会、日本芸能実演家団体協議会)との包括契約と、自主放送を含む楽曲使用料に関する日本音楽著作権協会(JASRAC)との契約がある。ケーブルテレビがビジネスとして注目されだした1970年代頃から、粘り強い折衝を重ねてルール化され、連盟が交渉代理人となって協定を結び各事業者はこの協定に準じて個別に契約し処理する方式がとられてきた。

JASRACとの交渉は、楽曲使用料の算定基準を巡って2001 (平成13) 年度以降交渉が継続されてきたが、2001年10月に成立し翌年4月施行された著作権等管理事業法に基づき、連盟が利用者代表として交渉を進めるため、代表者たる体制を再整備する必要性が生じた。

このため2003年いっぱいをかけて、事業者会員(正会員A)から交渉代理権委任状を求め、一部係争中の事業者を除く約92%の委任を得て、JASRACとの交渉が行われた。その結果、最大の論点のひとつであった収入の定義(控除項目)に関して一定の譲歩が得られたことから、2002年度と2003年度について合意することを2004年1月14日の理事会で承認し、同1月16日にJASRACとの間で確認書に調印した。

こうした状況のなか、2004年5月21日、東京地方裁判所民事第46部において、2001年以来著作権利者団体が、ケーブルテレビ事業者3社(連盟会員であり日本ケーブルテレビ事業協同組合(JCBC)会員)を相手に訴訟していた裁判の一審判決が言い渡された。訴訟内容は①契約不履行(5団体)、②CS放送の同時再送

信における音楽著作権の請求 (JASRAC) である。判決は、①芸団協請求に法律 的根拠はなく対価を支払う請求は無効として棄却、それ以外の4団体の請求は時 効消滅、経費控除を理由に一部棄却、②5団体契約と別個にCS放送の音楽著 作権使用料を請求することはできないとして全面棄却、というものであった。

この事態を受けて、2004年6月16日の第24回通常総会直前の臨時理事会は、 その後の東京高裁における審理の推移をみながら対応する方針を承認し、総会 後の7月21日の理事会で、JASRACへの報告、契約についての事務処理は完了 させつつも、判決が確定するまで著作権料の支払いは凍結するとの緊急策を決 め、会員各社に通知し理解と協力を求めた。

一方、違法チューナー問題は、2003年夏から秋にかけて不正不法にケーブル テレビのスクランブルを解除する機能を持つ機器を販売する者が横行し、事業者 からの相次ぐ通報が寄せられ、緊急な対策が必要となった。このため連盟では 2004年1月の理事会で理事会付の「違法チューナー対応特別委員会 | を設置し、 事実関係の把握と具体的な対応策をとることとした。

委員会は、数多ある不正不法な事業者に対して行為停止を求める警告を発信 しつつ、大阪日本橋や東京の秋葉原などの電気街でのパトロール、ネットオーク

災害放送と支部支援体制

ーブルテレビにとって、災害に対して即座に放送体制を とるのは難しいところだが、「新潟豪雨 | 「福井豪雨 | 「新 潟県中越地震」では、地元ケーブルテレビが素早い対 応と適切な情報提供、長期にわたる住民支援の放送 を行い、地域住民や行政から大きな賛辞が寄せられ た。少人数というハンディキャップも、「新潟県中越地 震 | では、周辺局からの組織的応援によって乗り越え、 阪神大震災時の教訓が生かされた形になった。

〈新潟豪雨〉7月13日、新潟県三条市を中心に集中豪シィ・ティーでは、残っていた複数の制作要員が直後か 雨。長岡市にある「エヌ・シィ・ティ」では営業業務を全 面休止し、部員を4自治体に派遣して情報の収集・連 字で放送。ほかの社員も自発的に出社し、取材、情報 絡にあたらせる。編成部員はライフライン関係の情報 収集。12時30分、コミチャンを災害放送に切り替え、 映像・文字情報を放送。13時過ぎ、三条市で河川が 決壊し、三条局に7名の応援を送る。15時30分から 災害特別番組放送。深夜に、三条市と長岡市の災対 本部発表の避難者名簿7140名分を放送。エリア内の 被害の大きかった三条局では24日から災害復旧情報 専用チャンネルを開設。

〈福井豪雨〉7月18日午前、集中豪雨で福井市一乗地を残した。

区に避難勧告が出たのを機に、「福井ケーブルテレビ」 2004年は「災害特異年」とも言えるほど、台風や集 は全社員を招集。撮影に2クルー出動、ガイドチャンネ 中豪雨、地震など、さまざまな災害が全国各地域を襲ルにスクロールで情報を流すほか、自社ホームページ い、大きな被害をもたらした。少人数で運営しているケ を豪雨災害情報専用に。13時過ぎ、河川の溢水で電 源のある社屋地下が浸水し、全員で水止め作業。その 最中に反対側の堤防が決壊、屋上にカメラを据え、俯 瞰ショットの生中継開始。以後、撮影映像、文字情報、 屋上カメラの生中継を交え翌朝まで放送。翌日からは 毎正時にボランティア・義援金の受付、衛生状況、交 诵情報などを継続的に放送。

> 〈新潟県中越地震〉10月23日夕刻、新潟県中越地方 を最高震度7の地震が襲った。土曜日だったが「エヌ・ ら撮影を開始し、災対本部からのFAXを次々音声・文 収集、技術対応、後方支援に当たる。24日、新潟県ケ ーブルテレビ協議会加盟局から3クルー支援。25日に は連盟信越支部佐藤支部長の判断で、支部としての支 援体制を決定。以後11月3日まで、15局から制作・技 術を中心に延べ125名が、取材車や作業車で支援に駆 けつけ、災害放送や伝送路復旧などに当たった。

> 災害発生時に、連盟支部として組織的な支援体制を 組んだのは初めてであり、大災害発生時における好例 (水野 重満)

ション対応、米国における事例調査、ケーブルラボ等の協力による技術面での対 策、マスメディアの啓蒙的取材への協力などに積極的に対応するとともに、法的な 対応にも精力的に活動した。

法的対応の手始めとして2004年12月14日付で東京都内のケーブルテレビ事業 者17社を申立人とし、最も悪質とみられる違法チューナーの販売業者に対する 不正競争防止法に基づく輸入、販売等の差止と機器の破棄を求める仮処分を東 京地裁に申し立てた。これに対して東京地裁は2005年1月31日、この申し立て を全面的に認める仮処分を決定、これを受けた連盟は同日、連盟の対策に賛同 する紀日本CATV技術協会、紀衛星放送協会、㈱WOWOWとの連名で共同 記者会見を開催し発表した。

この仮処分によって、違法チューナーの販売が違法であることが認定され、第 一段階としての成果はあったといえるものの、今後、損害賠償を含む本訴訟への 展開や、法的整備検討の要請など、まだ多くの課題が残されているといえる。

著作権問題にしる、違法チューナーの問題にしろ、いずれもケーブルテレビ事 業者にとっては経営に直結する課題である。問題の解決にはすべての事業者が 当事者意識をもって対応することが求められている。

■事業進展のシナリオを描く研究会報告

21世紀に向け、またその後のケーブルテレビのあるべき事業の方向性を示し、 実際に事業者の経営指針に多大な影響をもたらしたものには、先述の「ケーブル テレビの高度化の方策及びこれに伴う今後のケーブルテレビのあるべき姿…平 成22年のケーブルテレビ… | 「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会報告 | が ある。

その後、2002 (平成14) 年7月には「ブロードバンド時代のケーブルテレビの在 り方に関する検討会報告」が出された。この報告ではケーブルテレビが、放送と インターネット接続サービスも提供する総合的な情報通信基盤として、さらなる発 展を図るために、e-Japan、IT 国家戦略の目標である放送のデジタル化とともに、 高速・超高速インターネットの全国的普及に大きな役割を果たすという期待にこ たえるべく、事業戦略と技術課題について考察し、5項目の提言をした。

すなわち、①デジタル化の推進、②広域化・ネットワーク化の促進、③ビジネス 支援プラットフォームの構築、④ケーブルテレビインターネット環境に関する指針の 策定、⑤通信分野の仕様の統一化に向けた活動体制の強化である。

この提言を事業者は事業展開の指針とし、連盟は活動の羅針盤とした。連盟 本部およびラボでは通信セキュリティに係る専門委員会等を設置して、取り組む きっかけとするなど、意欲的に活用している。

また、2003年3月末には「ケーブルテレビを活用した電子政府の実現に関する 調査研究会報告」が発表された。研究会は総務省が連盟に委託して行ったもの で、中央大学の羽鳥光俊教授を座長とした前年7月からの審議により、①現状と 課題、②デジタル化等による高度化の促進、③地域情報化に向けた自治体等と の連携拡大、④今後の発展に向けて、の4部編成である。⑤では具体的な指針 として、ほかの表題が示す課題の推進に加え、サービスの高度化、事業者等連 携、ブランドの確立が必須の課題であることを強調して促している。

沿车

これに引き続き2004年度も、総務省から連盟へ委託する形で調査が行われた。この調査は、先進事例の収集や技術動向を把握し、デジタル化による高度化やケーブルテレビ活用による地域情報化などを推進するための方策を検討したものである。この2カ年度調査によって示される現状の正確な把握に基づく事業の進路提示は、事業者および連盟活動に確信ある取り組みを促すものである。

■次なる50年、ネクスト25年への始動

ケーブルテレビは2005 (平成17) 年の今年、1955年に誕生して半世紀、50年目を迎えた。連盟は社団法人となって四半世紀、25年、パートナー団体である(社) 日本CATV技術協会は30年、(社)日本農村情報システム協会は30年を、それぞれに迎えた。

ケーブルテレビはこの長い年月に自主放送施設の加入者は1,800万世帯に達し、再送信施設の加入者を加えるとわが国総世帯の50%を超えるところまで成長した。存立基盤である地域の住民に、熱意をもって理解と支持をもとめた結果の集大成が今日の姿といえる。

これからは競争が激化する。苦しい局面を迎えることもあろう。

しかし、長期に培われたたくましい開拓者魂は、ケーブル人に脈々と受け継がれてきた。いかなる困難をも乗り越えてきた伝統が新たな発展への道を開いていくであろう。

2005年からケーブルテレビの新しい50年、道なき道の半世紀が始まる。連盟は新しい25年を、陸続とした解決を待つ諸問題の山に立ち向かっていくこととなる。歴史を振り返って初心にかえり、たゆまない一歩一歩の前進が明日のケーブルテレビの繁栄を約束する。その決意をこめた第一歩のシナリオのひとつが、国の審議会や調査研究会による指針をふまえ事業者自らが描いた業界ビジョンを現実化することといえるだろう。